

# -重点要望（回答）-

## ◆ 景気・雇用・経済対策

### 1. 中小企業支援について

- 1) 輸出関連企業をはじめ、企業動向や要望については早期の情報把握につとめ、円安による輸入資材の値上がり、ガソリン価格の高止まりなどを調査し、前例にとらわれない支援策を講じること。

#### 【商工課】

市では、年2回、市内企業を対象として、経営実態調査を実施しております。その中で企業の売上状況などの経営状況や従業員の採用状況をはじめ、雪害や消費増税、円安傾向など時事的に企業経営に影響を与える事項についてもお聞きすることで、地域経済の状況と企業ニーズの把握を行っております。

また、企業訪問や関係機関との情報・意見交換の場である地域経済雇用合同連絡会議等の機会を通じて地域経済情勢と企業ニーズの把握を行っておりますので、そうした情報収集に基づき中小企業支援施策の充実に取り組んでまいります。

- 2) 上田市の特性（立地の利便性、企業集積、災害が少ないなど）を活かして、企業誘致・留置などの支援策は、雇用の確保や拡大につながっているかを検証すること。

#### 【商工課】

企業誘致・企業留置策は、地域に新たな雇用を生み出すことや税收確保の面から重要な施策としてこれまで取り組んでまいりました。最近では、KYBキャダック株式会社の神の倉工業団地への誘致により、市の所有する工業団地はすべて完売いたしました。現在は、民間の空き工場等への誘致を進めています。更に平成26年度からは、国から認定を受けた「創業支援事業計画」に基づき、創業支援事業者と連携して創業支援に取り組んでいます。その事業の一つに「新産業創出支援事業」を位置付け、AREC、Fii、コワーキングスペース「HanaLab.」などの特徴的な施設を活かし、各施設の得意とする分野（ARECは製造業、Fiiは繊維（アパレル）関係、HanaLab.はIT企業）の企業や起業家を首都圏から誘致する取組も行っています。

当市が自然条件や地理的要件など企業立地に最適な環境であることや、市に有する特徴的な施設の優位性を活かした企業誘致に努めるとともに、既存企業が地域に留まり、当地域を拠点として事業展開ができるための支援を行ってまいります。

- 3) 地域社会と住民生活に貢献する中小・零細企業と家族経営の重要性を明らかにした「中小企業憲章」は、国がはじめて中小企業政策の方向性を示したものです。長野県は、今年4月より「長野県中小企業振興条例」を施行しました。したがって、上田市でも早期に「(仮称) 上田市中企業振興基本条例」を制定すること。

**【商工課】**

長野県では、中小企業の振興に関する基本理念等を定めるために、「長野県中小企業振興条例」を制定し、平成26年3月に施行しました。

内容としては、県の基本理念や施策の基本方針を定める他、中小企業者の努力、中小企業関係団体や大企業、金融機関等関係者の役割等を定めております。この条例において中小企業者や関係機関等の役割についてある程度網羅されており、一定の意義があると考えられます。市としては、条例制定の必要性も含め、中小企業者や商工団体などの意見をお聞きするとともに、中小企業振興に関する市の基本理念や施策の方向性について、現在策定中の第二次上田市総合計画において検討してまいりたいと考えております。

2. 上田市の持続可能な産業の一つとして、再生可能エネルギーの活用を位置づけ、支援策を講じること。

- 1) 森林・林業・林産業の育成政策の推進のため、木質バイオマス利用を国の示す目標の50%をめざして具体的に事業を展開すること。

**【森林整備課】**

国では、木材の需要拡大と低炭素化社会の構築を目指し、2020年までに木材自給率50%を目標とする「森林・林業再生プラン」を平成21年に策定し、木材の利用拡大を目指しております。木質バイオマスの利用については、発電施設やボイラー、ストーブといった熱源利用が挙げられますが、普及に向けては、安定した木材供給と搬出経費を含む燃料化コストの採算面において大きな課題があり、現状では市として具体的な事業化を図ることは難しいと考えております。

現在、国では「森林・林業再生プラン」において、林内の路網整備により搬出コストを抑える森林整備の方針が示され、長野県においても、大規模な製材工場と森林資源活用型バイオマス発電所を備える施設の建設プロジェクトが計画され、当施設において県内の間伐材や松くい虫被害材を幅広く受け入れ、木材需要を図ることも検討されております。

このように、森林施業の低コスト化や間伐材等の森林資源活用に向けた取り組みが動き出しており、今後これらの動向を注視し、市内山林の林地残材を含む活用方法や、市として木質バイオマスを活用し事業化できるものがないかを検討してまいります。

2) 再生可能エネルギー導入にあたっては環境への負荷を最小限に抑えるよう指導すること。現在、問題となっている飯沼地区大沢上流に計画されているメガソーラーについては、住民の意向を踏まえた対応すること。

**【生活環境課、森林整備課、都市計画課】**

再生可能エネルギーを利用した発電設備については、その種類や規模等によって規制や届出等を定める関係法令があります。一定規模の出力を超える地熱発電所、水力発電所及び風力発電所設備等では、環境影響評価法で環境に及ぼす影響について調査、予測、評価等の実施が定められており、環境への負荷を最小限に抑える仕組みが来ております。しかし現在、最も普及の進んでいる太陽光発電設備については、建築基準法上の工作物にもあらず、直接的に規制する法令等が無いことから、その対応に苦慮している自治体も多く存在している状況です。一方、上田市においては、都市計画区域内で、開発面積が3,000平方メートル以上の、土地に自立して設置する太陽光発電設備設置に関しては、上田市開発事業の規制に関する条例の、届出が必要な行為として取り扱っており、施行規則や技術的基準に照らした中で、開発事業者に対し指導等を行っております。しかしながら、現開発条例は太陽光発電設備を想定して策定が成されていないため、市は今後、上田市全域を対象とした、太陽光発電設備に特化した規制に関する要綱等を制定する方向で検討を行っております。現在、国では再生可能エネルギーの普及促進のために様々な規制緩和を進めているところですが、その開发行為において環境へ負荷を及ぼす場合もありますので、現行法令や市の開発条例等の中で所管行政機関と連携しながら適切に対応したいと考えています。生田地籍に計画されているメガソーラーの建設計画については、林地開发行為にあたるため、現在、許可権者である県において審査等の手続きが進められており、今後、森林法に基づく開发行為の許可に伴う市町村長の意見聴取が実施される予定です。しかし、地元自治会から災害につながるなどの強い懸念が示されておりますので、地元自治会の意向も視野に入れ、関係各課の意見も踏まえた中で県の意見聴取に回答するとともに、併せて、既存の市条例に基づき、安全な計画となるよう、開発事業者に対して指導等を行っていく予定です。

3. 市民の要望が強く出されている住宅リフォーム助成制度の再開、商店版リフォーム助成制度の創設すること。

**【建築指導課】**

上田市の住宅リフォーム助成制度は、緊急経済対策の一環として、平成22年度から平成24年度までの3か年にわたり実施し、多くの市民の皆様に御利用をいただきました。

地域経済にもある一定の波及効果があったと考えられ、所期の目的を果たしたことから、平成24年度をもって終了といたしました。

現在は、昭和56年5月以前に建設され耐震性が低いとされた木造住宅に対して耐震改修補助金等があります。また国では、質の高い中古住宅の供給を増やすため、既存住宅の耐震性や省エネ性能を高めるリフォーム費用の一部を補助する、長期優良住宅化リフォーム推進事業を始めました。

今後については、国の長期優良住宅化リフォーム推進事業がまだ試行段階のため、内容を検証するとともに、国・県の動向を注視しながら検討してまいりたいと考えています。

#### 【商工課】

市では、魅力ある商店街づくりを推進するため、空き店舗対策やイベント事業への補助、装飾街路灯の電気料の補助等により支援を行っております。

消費者にとって魅力ある店づくりを行うために、店舗の改装等、ハード整備を行うことも必要であると考えられますので、今後支援策を検討してまいります。

4. 信州ワインバレー構想を上田市で推進するために、11月に「蚕都上田ラ・サンテボナルワイン特区」が認定されたことを踏まえ、新たな特産物や地域ブランドの創出による地域農業の振興を図ること。

#### 【農政課】

ワイン特区に認定されたことを機にまずはワイン用加工ぶどうの生産地の拡大と生産者を増やすことに努めてまいります。そのうえで、地域の特産果実を活かしたワインの開発とブランドの確立を図るための支援をしてまいります。

5. 「公契約条例」は、市が発注する公共工事や業務委託の契約において、一定の労働報酬下限額を保障することで、従事する労働者の労働意欲を高め、安全かつ良質な事務及び事業の確保をはかるものです。長野県でもすすめている「公契約条例」を上田市でも制定すること。

#### 【契約検査課】

労働者の賃金、労働条件等の確保については、受注者が最低賃金法や労働基準法等といった関係法令を遵守したうえで、その制限の範囲内で受注者の裁量によって決めることが原則であると認識しております。しかしながら、自治体として、自らが発注した業務に携わる労働者の賃金、労働条件等に責任を持つという公契約条例の主旨については、大変重要なことであり、意義のあるものと考えております。

長野県では「長野県の契約に関する条例」を制定し、昨年4月1日から施行、10月に

は条例に基づいた取組方針が決定され、現在はこの取組方針に基づいた具体的な運用について検討されているところであります。また、県内の市町村においても、長野県の条例制定を契機とし、検討を始めている団体が出てきている状況となっております。

このような状況を踏まえ、今後の長野県の運用状況及び県内市町村の動向を十分注視しながら、条例制定について研究してまいりたいと考えております。

## ◆ 観光を活かしたまちづくり

1. 上田市、観光事業者、観光関連団体や市民が、地域資源を活かした個性的で魅力ある観光都市づくりに一体となって取り組むために、「(仮称) 上田市観光振興基本条例」の制定に取り組むこと。

### 【観光課】

「上田市観光推進基本条例」制定についてですが、これまで上田市は、観光を地域産業の起爆剤につながるリーディング産業と位置付け、おもてなしの心の醸成を図り、信州上田ファンづくりを進めることを目的とし、様々な取組を実施してまいりました。こうして積み上げてきた成果の一つとして、「上田城千本桜まつり」では、毎年50万人近いお客様をお迎えし、「上田真田まつり」や「信州上田の夏祭り」、秋に開催される「上田城けやき並木紅葉まつり」でも、多くの観光客の皆様へ、上田へお越しいただき楽しんでいただいているところです。

平成22年に「魅力と出会いが紡ぐ おもてなしの観光都市宣言」を行い、この都市宣言では、未来に向け上田市をより住みやすく、魅力あるまちにするため、特に重視しなければならない取組を市民・事業者・市を挙げて進めていこうという決意と基本方針を明らかにしました。このような中で、「観光推進基本条例」制定については、まずは、この都市宣言を着実に実行することとし、引き続き広く全国に信州上田をアピールしてまいります。

2. NHK 大河ドラマ「真田丸」放送決定について

- 1) NHK 大河ドラマ「真田丸」放送終了後も継続して上田市を訪問する仕掛けづくりを構築すること。

### 【シティプロモーション推進室、観光課】

2016年(平成28年)のNHK大河ドラマに、真田幸村公の生涯を描く「真田丸」の放送が決定し、市としましては、上田城跡周辺、中心市街地、真田地域など、真田氏に関連する地域の施設整備に取り組むとともに、市、県、民間関連団体の連携組織である「大河ドラマ『真田丸』上田市推進協議会」を中心に誘客促進等のソフト事業を行い、ハード・

ソフトの両面から「おもてなしの心」でお客様をお迎えする態勢整備を進めております。

大河ドラマの放送は、その舞台となった地域に大きな経済効果をもたらされると言われており、観光面に限らず幅広い分野に非常に大きなプラス効果が期待されています。「真田丸」を通して、主人公である真田幸村の業績と合わせ、幸村の活躍の舞台である上田市の魅力を広く全国に発信することで、交流人口の拡大に結び付けていくものと考えております。

市民の皆様は歴史資源を認識していただき、地域全体で観光客の受け入れ体制を整えることで、従来の観光客層に加え、歴史好き、大河ドラマファンなどの新しい観光客層に対してアプローチすることにより、放送年に限らず放送後についても、当市への誘客を継続し、更なる観光振興を図ってまいりたいと考えております。

- 2) 市内全域にある真田氏関連の史跡は、必要な整備を地元と相談して早急に進めること。

**【観光課】**

NHK大河ドラマ放送が決定し、全国の真田ファンをはじめとする多くの観光客が、真田氏ゆかりの地を訪れると思われれます。既に、上田城跡公園での観光客の入り込み状況では、その兆候が見受けられており、その他の観光スポットでも、今後は想像以上の観光客が訪れることが予想されますので、時間的な制約もある中、駐車場や案内看板、トイレ等の整備について、早急に検討を進めてまいります。

**【真田産業観光課、真田地域教育事務所】**

真田地域では、「ゆきむら夢工房」を地域の観光拠点として真田氏ゆかりの関連史跡等において「駐車場、トイレ及び案内看板」のハード整備を中心に、地元と協議しながら整備を進めてまいります。

- 3) 上田市民会館の有効利用を図ること。

**【シティプロモーション推進室】**

昨年10月2日の上田市交流文化芸術センター（サントミュージーゼ）の開館に併せ、12月末を持って閉館した旧市民会館については、上田城跡史跡整備計画区域内にあることから、今後の利活用方法については、文化財を所管する文化庁等と協議しながら整備を進める予定です。

しかしながら、2016年（平成28年）の大河ドラマに、真田幸村公を主人公にその生涯を描く「真田丸」の放送が決定したことから、上田城跡公園を訪れる観光客が更に増加することが予想されます。これまで、大河ドラマの舞台となった自治体には、ドラマのストーリーに併せ、撮影で使用した衣装やセット、出演者を紹介するパネル等を展示し、

大河ドラマの世界観を紹介する「大河ドラマ館」が整備されてきました。当市においても、大河ドラマの放送は多くの観光客の皆様にお越しいただく千載一遇のチャンスであることから、ドラマの放送年にあたる、平成28年1月から12月まで、「真田丸」の世界を紹介する大河ドラマ館を旧上田市民会館内に整備したいと計画しております。

4) 団体客が利用できる食事処を民間とも協力して整備すること。

**【観光課、商工課、シティプロモーション推進室】**

観光客の皆様にも、より多くの時間を上田市内で過ごしていただき、観光や歴史・文化に触れ、上田の魅力を感じ、そのうえで上田に大きな経済効果をもたらすようにするためには、「真田丸」にちなんだ食事メニューの開発や、観光客の皆様への食事処などの情報を発信していくことが一つの重要なポイントであると認識しております。

市といたしましては、上田商工会議所や上田観光コンベンション協会と連携しながら、誘客宣伝事業の一環として、NHKの協力のもと市内の民間企業の皆様と「真田丸」のロゴを活用したメニューの開発について検討を行うとともに、市内で食事を楽しんでいただくための「食事処マップ」を作成するなど、観光ツアーのお客様が少しでも長い時間上田市内の滞在していただける仕組みづくりを検討してまいります。

食事処の整備については、道路等の公共的なインフラ整備とは異なり、民間企業による実施が妥当であると考えますので、庁内プロジェクト組織体制において、大河ドラマ「真田丸」上田市推進協議会や商工団体等と連携する中で支援等を検討してまいりたいと考えております。

5) 上田産ぶどうを使った地ワインの製品化、地酒やおみやげなどを民間企業と協力して進めること。

**【商工課】**

市では、地元特産品を利用した商品の開発・普及を支援するために、市内外で実施する観光物産展において、地元特産品等の販売を通じた消費者のニーズの把握や市場開拓・販路開拓の場の提供を行っております。

また、設備の導入や運転資金の資金繰りなどにおける制度融資による資金繰りの支援等の施策を通じて、事業者の商品開発を支援してまいりたいと考えております。

**【農政課】**

信州ワインバレー構想の一翼を担う千曲川ワインバレーを構成する当市といたしましては、まずは、ワイン用加工ぶどうの生産地の拡大と生産者を増やすことに努めてまいります。ワイン用加工ぶどうの生産量を確保したうえで、ワイン醸造、販売を推進し、そのための支援に努めてまいります。

- 6) 農業振興にもつなげるために、農業団体と協力して上田市をアピールするおコメなど上田産プライベートブランドを開発、製品化すること。

**【農政課】**

上田地産地消推進会議におきましては、地域の特産品の開発と地域経済の活性化を図るため、上田地域の農畜水産物及びその加工品の中で、特に優れた商品を推奨品として認定し、販売促進のためPRに努めています。今後も当該認定事業を推進、上田産プライベートブランドの開発・製品化を図ってまいります。

- 7) 7月に、シティプロモーション推進室が設置されました。ひつづき、庁内体制を充実して、経済波及効果を最大限あげるようにすること。

**【シティプロモーション推進室】**

来訪者に対しておもてなしの心を持ってお迎えする態勢整備として、ハード事業においては、上田城跡周辺及び真田地域を中心に、駐車場、トイレ、案内看板等の施設整備に着手し、また、ソフト事業としては、官民協働の「大河ドラマ『真田丸』上田市推進協議会」により、誘客宣伝を中心に大河ドラマの建設・運営等様々な事業に取り組んでおります。

こうした中、市としては、昨年10月におもてなしの態勢整備をより効率的に推進するために、副市長を本部長、各部局長を本部員に「大河ドラマ『真田丸』庁内プロジェクト組織」を設置し、全庁体制でハード・ソフトの両面から整備に着手しております。また、今後は、推進協議会の中に専門部会を設け、会員の皆様が持つ民間の柔軟な発想力を事業に活用する予定ですが、庁内プロジェクトと更なる連携を図りながら官民協働による態勢整備を図ってまいりたいと考えております。

- 8) 市民ボランティアによる「おもてなし」メニューを考案すること。  
(全国各地で取り組んでいる「まち中歩き観光案内ボランティアガイド」など)

**【観光課】**

現在、上田市に訪れた観光客の方々をお迎えする市民ボランティア団体である「上田観光ボランティアガイドの会」が活動しており、観光客のニーズに合わせた観光箇所として上田城をはじめ、真田氏ゆかりの神社仏閣等をめぐる観光ガイドを行っています。また、その他に「真田三代語り部の会」シルバー人材センターによる「シルバーガイド」の皆様、

それぞれ観光ガイドとして対応をいただいているところです。

NHK大河ドラマ「真田丸」の放送決定に伴い、観光客の増加が見込まれ、既に真田氏ゆかりの観光スポットでは、来訪者が増えてきている兆候が現れてきていることから、観光マップを持ちながら、真田氏ゆかりの観光地を巡る方が増えていくと思われます。

そのため、例えば、市民の皆様が観光客へ積極的に声を掛け、地域や街の簡単な紹介等を交える「おもてなしの心の醸成」を、商店街等関係する団体へ働き掛けをしながら、観光客の受入態勢の整備の一環として取り組んでまいりたいと考えています。

#### 【真田産業観光課】

真田地域では、地域の特色を活かした食でのおもてなしを含め、地域住民による活動の「真田〇ミーティング」及びボランティア組織である「真田三代語り部の会」によるガイドの常設化に向けた動きなど、今後地域住民、関係団体等と連携を図りながら、おもてなしの方法を検討してまいります。

- 9) 社会教育、学校教育の中で、「真田氏関連」を含む郷土の歴史を学ぶ環境を充実すること。

#### 【生涯学習課、学校教育課、文化振興課】

大河ドラマの放送に向け、観光客へのおもてなしにもつながる知識の習得や市民意識の高揚を図るため、公民館や図書館等の社会教育施設において、「真田氏」などに関する講演会や講座等の開催や、真田氏ゆかりの地を訪ねる視察研修等の実施を計画しています。

小中学校の社会の授業では、小学3年生から身近な地域の歴史に触れる学習を始め、その後は、学年に応じて日本の歴史と関連付けながら郷土の歴史について学ぶことになっております。教育委員会では、この内、小学3・4年生向けに、「わたしたちの上田市」という郷土学習の資料を作成しておりますが、その中で、真田幸村に触れたり、郷土輩出の優れた先人について紹介しております。

また、多くの小中学校では、地域の人材を活用して、それぞれの地域の歴史や文化について子どもたちが理解を深められるような機会を設けております。今後も、ふるさとについて学ぶ教育活動を積極的に行い、郷土に愛着を持たせる学習を推進してまいります。

更に、子ども向けの歴史読本として、「信州上田 真田氏物語」を観光課と共同して作成し、本年1月に市内小学校の児童と教職員に配布いたしました。この小冊子を真田氏や上田城の歴史を理解していただくためのテキストとして、今後、主に学校教育や家庭教育の場で活用する予定です。平成27年度には一般市民向けに同様の冊子を作成し、社会教育等の場で活用されることを計画しております。

## ◆ 資源循環型社会の構築にむけて

ごみ処理広域化計画をさらに見直して、「上田地域として日本一の循環型社会」構築をめざして、様々な課題に積極的に挑戦すること。

1. 資源循環型施設（統合クリーンセンター、リサイクルプラザ）は、上田地域広域連合全体の約 8 割のごみを出す上田市が責任を持ってすすめること。

### 【資源循環型施設建設関連事業課】

ごみ処理については、広域化を目指し「上田地域広域連合ごみ処理広域化計画」が策定され、市町村ごとに平成 27 年度の減量化目標値を定め、これまでも減量化に向けた取組を進めてまいりました。現在、上田地域広域連合では、この減量化目標を更に進めた平成 32 年度を目標年度とする「新たな減量化目標」の設定のための調整を行っており、この中で当市といたしましても可燃ごみの約 5 割を占める生ごみの更なる減量化施策などを反映させることにより、全市を挙げて循環型社会の構築を目指してまいります。

資源循環型施設の建設を進めるうえで、ごみの焼却量を減らし環境への負荷を軽減することが重要であり、平成 26 年度には、新たな取組として「雑がみ回収袋導入による紙類の再資源化」、「生ごみ処理機普及による生ごみの減量化」を進めてまいりました。今後は、更なる可燃ごみの減量化・再資源化を進めるとともに、広域連合や構成市町村と連携を図りながら資源循環型施設建設に最大限の努力を重ねてまいります。

2. 燃やすごみの減量化に直接つながる可燃ごみの約 5 割を占める厨芥類の減量化を推進すること。

### 【資源循環型施設建設関連事業課、廃棄物対策課】

ごみの減量化対策については、「ごみ処理広域化計画」に定められたごみ減量化目標を達成するため、今後も市民の皆様、事業者、行政が連携し一体となった実効性ある施策の推進が必要です。

生ごみの排出抑制は、可燃ごみの減量化に大きな効果があると期待できますことから、これまでも生ごみ処理機等の購入に対する補助制度を設けることや、「通風乾燥型生ごみ処理機」の公開実験や市民モニター調査を実施し、多くの方に生ごみの減量化に御協力いただけるよう取り組んでまいりました。今後の「厨芥類（生ごみ）の減量化」については、現在実施中の通風乾燥型生ごみ処理機のモニター調査の検証結果を踏まえるとともに他市の先進地事例等を参考に、「生ごみの堆肥化处理」、「乾燥生ごみの交換ポイント制度」などをはじめとする具体的施策について検討してまいります。

なお、更なる減量化施策については、今後見直す予定となっている「ごみ処理広域化計

画」に反映し、全市的取組として可燃ごみ減量化を推進してまいります。

3. 家庭や集合住宅における生ゴミを適正処理することがごみの減量に直結します。生ごみ処理機の購入補助金を大幅に引き上げること。

**【廃棄物対策課】**

生ごみ処理機の購入補助金については、「ごみ減量化機器等購入費補助制度」に基づき補助を行っております。市では、機器の普及による可燃ごみの減量化を目指し、「広報うえだ」、「ホームページ」、「環境うえだ」などでの周知のほか、今年度は「雑がみ回収袋の自治会説明会」、「行政チャンネル」においても周知を図り、市民の皆様への利用促進を進めております。また、市が委嘱したごみ減量アドバイザーやエコ・ハウスの活動などにより、市民と連携した普及を図っております。

購入補助金の引き上げについては、更なる普及拡大を図るため、現在、補助率及び限度額の引上げを検討しております。

引き続き、補助制度が有効に活用され、可燃ごみの減量につながるよう、様々な機会を捉えて市民の皆様へ周知を図るとともに、補助対象の機器は、「生ごみ堆肥化容器」、「生ごみ処理機」、「生ごみ減量化基材」がありますので、それぞれの特徴や利点などについても周知を図ってまいります。

4. 最終処分場は、構成市町村において役割分担し、早急に候補地 を決定していただきたい。

**【資源循環型施設建設関連事業課】**

新たな最終処分場については、広域連合が定めた「ごみ処理広域化計画」の中で、「広域連合が最終処分場の建設を行う方針とする」、「場所については資源循環型施設を建設する市町村以外の市町村が受け持つことを基本とする」とされています。

今後は、広域連合と連携し資源循環型施設建設に向けた地域住民との合意形成に努め、施設建設地が決定した後に、広域連合及び構成市町村が協力し最終処分場の建設候補地を選定してまいります。

5. し尿処理は各市町村が分担する方針に基づいて、上田市は早急に具体化すること。

**【資源循環型施設建設関連事業課】**

「し尿等」の処理については、資源循環型施設の建設を前提に、下水道と一体的に処理する方向で、広域連合及び関係市町村において調整を進めてまいりましたが、平成25年

7月9日に開催された正副広域連合長会において、「し尿等の処理については各市町村の責任において処理を行うこと」が確認されましたことから、当市においても検討を進めております。

具体的には、上田終末処理場以外の市内終末処理場に「し尿前処理下水道放流施設」を建設して「し尿等」を受け入れるものとして、終末処理場の処理能力の有無、収集運搬の効率性、希釈水確保の難易、建設費及び管理運営費など技術的・経済的要件から投入方式及び建設候補地の比較検討等を行っておりますが、施設を建設する地域との調整も必要であることから、現在、慎重に検討を進めております。

## ◆ 地域医療の再構築

1. 救急医療、高度医療に対する市民の切実な声にこたえるために、信州上田医療センターを中心とした上田地域の医療体制の充実・強化を図ること。

### 【健康推進課】

長野県の医療計画では、重篤患者の救命救急医療を行う三次救急医療は上小医療圏を含む東信医療圏全体として佐久総合病院が担うとされ、信州上田医療センターは、上小地域の二次救急医療を担い、病院群輪番制病院の後方支援病院として輪番病院が対応できない救急搬送患者を受け入れております。また、地域医療支援病院の承認を受け、地域の診療所や一般病院から入院や手術が必要な紹介患者を診療するなど地域の医療機関との連携を図っております。同センターでは、地域のがん医療の中核的な役割を担う、地域がん診療連携拠点病院の指定を目指しているほか、医師確保に努め将来的には救急部を立ち上げたい意向もあるとお聞きしております。

地域の中核病院である信州上田医療センターの機能強化は市民の願いであります。同センターでは、診療機能の充実を目指し、平成26年7月には信州大学医学部附属病院と医師確保に係る協定を締結しました。協定には、上田地域広域連合ほか関係市町村とともに上田市も参加し、引き続き信州上田医療センターを支援していくこととしております。

2. 上田市立産婦人科病院と信州上田医療センターの連携をさらに強化し、周産期医療を充実すること。

### 【市立産婦人科病院、健康推進課】

信州上田医療センター隣接地に移転新築以降、連携として小児科医師の定期回診、緊急診察、帝王切開への立会、検査課との夜間休日の緊急検査等を実施しています。平成26

年4月に分娩取扱いを再開し、ハイリスク分娩を担う信州上田医療センターと主に正常分娩を担う産婦人科病院との役割分担を明確にする中で、他の診療科を含めた連携の実施や強化のため連携会議等の話し合いを重ね、地域の周産期医療体制の充実に努めてまいります。

3. 信州上田医療センターを、早期にがん診療連携拠点病院とするよう支援すること。

**【健康推進課】**

がん診療連携拠点病院においては、5大がん（胃、大腸、肺、肝、乳）を中心に放射線療法、化学療法、手術療法を組み合わせた治療と緩和ケアが実施されており、国が定める指定要件としては、専門医の配置、医療機器の設置、緩和ケアの提供体制の整備、地域の医療機関との連携等があります。

信州上田医療センターでは、拠点病院指定に向け、平成25年度には上田地域広域連合の財政支援を受けがん放射線治療装置を更新するなど、診療体制の整備をしており、上田市としましても引き続き医師確保に係る支援をしてまいります。

## ◆ 災害に強いまちづくり

1. 体制、計画づくり

1) 災害に強い安全なまちづくりに向け、災害対策機能の強化や地域ぐるみの防災対策を推進していくため、「(仮称)上田市防災基本条例」制定を検討すること。

**【危機管理防災課】**

市の防災・減災対策の基本指針である地域防災計画は、その策定過程にあたり防災関係機関など多様な主体が参画する防災会議の意見を反映している点で、条例と同等の重みがあると考えております。つきましては、条例制定による効果等先進事例を参考にしながら、引き続き研究課題としてまいりたいと考えております。

2) 地域防災計画に位置付けられる上田市独自の基準である地区防災計画を策定すること。

**【危機管理防災課】**

地区防災計画は、地区内の居住者や事業者の自発的な防災活動に関する計画であること

から、国が示すガイドラインに沿いながら、様々な機会を通じて市民や事業者へ周知を図ってまいりたいと考えております

- 3) 危機管理、減災、防災体制を推進するために、全職員の研修を充実すること。

**【危機管理防災課】**

市では、災害時等に迅速かつ適切な対応が求められることから、気象や職員の初動対応、業務継続計画策定などに関する研修、避難場所運営の図上訓練などを人事部門と連携を図りながら実施してまいりました。今後も職員に対する研修を継続して実施することで、市民の安全・安心を守るという責務を果たしてまいりたいと考えております。

- 4) 危機管理防災課が防災・減災関連予算や進行管理に関する権限を強化すること。

**【危機管理防災課】**

危機管理部署の権限強化については、今後の検討課題であると考えております。

- 5) 現在進めている災害ハザードマップを早期に策定し、内容を自治会ごとに説明会を開くなど市民に周知すること。

**【危機管理防災課】**

近年頻発する様々な自然災害を通じて市民の防災・減災への関心が高まる中で、現行の洪水ハザードマップでは情報量が不十分であることから、洪水に加え、土砂災害や地震にかかる危険箇所の情報や最新の知見に基づく防災知識などを1つにまとめた新たなハザードマップを平成27年度中に作成したいと考えております。

作成後には、出前講座や自主防災組織リーダー研修会での活用、ホームページへの掲載など幅広く周知啓発を図ってまいりたいと考えております。

- 6) 公民館等と協力して、一般市民が参加できる防災・減災・危機管理に関する講座等を引き続き開催すること。

**【危機管理防災課】**

市では、これまでも市民向けの防災・減災に関する啓発事業として、職員による出前講座や大学、公民館などとの連携による防災講座の開催、自主防災組織リーダーを対象とした研修会などを実施してまいりました。

今後におきましても、各種講座や研修の開催等を通じて防災・減災に関する啓発事業の充実を図りつつ、地域防災力の向上に取り組んでまいりたいと考えております。

## 2. ハード事業について

- 1) 災害時の避難所となる保育園・幼稚園など公共施設の耐震化を早期に完了すること

### 【保育課】

施設の耐震化を図るため、計画的な改修を進めるにあたり、各施設がおかれている状況を十分に精査したうえで、建替え、統廃合を検討し、改修、改築を進める中で、耐震化を進めてまいりたいと考えております。

- 2) 一次避難所（公民館、集会所など）、広域避難所となる小中学校や公民館等の防災機能を充実すること。

### 【危機管理防災課】

避難施設となる小中学校の体育館や公民館施設などは、大規模災害時には避難住民等による長期の避難生活の場となることが想定されることから、防災機能の充実は不可欠であると考えております。

そこで施設改築などに合わせて、既存の備蓄庫との配置関係や備蓄量、更には地域状況を考慮しながら施設管理者や関係部局とも協議しながら検討し、避難場所としての機能強化が図られるよう努めてまいります。

- 3) 個人住宅の耐震化を促進すること。

### 【建築指導課】

平成20年3月策定の上田市耐震改修促進計画では、住宅の耐震化率の目標は平成27年度で90パーセントとしています。しかしながら、平成19年度から平成25年度までの市の耐震補強による補助制度を利用した住宅耐震改修工事の実績は69戸であり、新築住宅への建替えや市の補助制度を利用しないでの改修工事なども実際はあると考えられますが、耐震化が飛躍的に進んでいる状況ではありません。

しかし、今後もより多くの市民の皆様建物耐震化の必要性を御理解いただき、住宅・建築物耐震改修助成制度を御利用いただけるよう広報うえだ等で広く周知を図ってまいります。また、平成25年度から上田地域の人口集中地区で、昭和56年5月以前の木造住宅が多いと思われる南部地区、中央地区において耐震性が低いと思われる木造住宅の戸別訪問を行っています。引き続き東部地区を実施するとともに、県において、耐震化を

促進するための補助を検討しているので、県の動向を注視しながら、個人住宅の耐震化の推進に取り組んでまいりたいと考えています。

- 4) 災害時のライフライン（水道・ガス・電気、通信など）の確保対策を強化すること。

**【上水道課】**

上水道事業の内、管路については引き続き老朽管の更新に努めるほか、国県市道の改良事業等に併せ、耐震性を有する管路に布設替えを実施し、耐震化を推進してまいります。

**【危機管理防災課】**

上田市地域防災計画では、水道や電気、ガスなどのライフライン事業者を「防災上重要な機関」に位置付けており、災害時における応急対応の責務を負っていただくとともに、これまでも防災会議や防災訓練などを通じて市の防災・減災への取組に対して相互に連携を図ってまいりました。また、災害時の応急給水や水道施設の応急復旧、飲料水等の物資の調達、資機材のリース、電気保安などに関しては関係団体や流通事業者と災害時における協定を締結しており、災害発生後、早期の応急対応ができるよう体制を整えております。

引き続きライフライン事業者等との連携を図りながら、災害時に即応できる協力体制の充実・強化に努めてまいります。

3. 市民の生命、財産を守るため献身的に活動している消防団について

- 1) 団員確保対策、消防団詰所や装具品等を計画的に整備すること。

**【消防総務課】**

団員確保については、広報誌・パンフレット等の活用、避難訓練指導時等の呼びかけ、自治会長及び事業主あて文書での協力依頼などを行っているほか、消防団・自治会役員等地元関係者による勧誘を行っていただくなど協力を得ております。今後も継続して団員確保に努めてまいります。

消防団詰所については、消防団員の活動拠点施設として、年間2施設を目安に計画的に整備をしており、残すところ3施設の整備をもって、市内全分団の詰所整備が完了する予定となっております。

装備品については、国で定める「消防団の装備の基準」及び実情を踏まえ、団員の安全確保のための装備や救助活動用資機材等を計画的に配備してまいります。なお、被服貸与については年次計画に基づき実施しております。

- 2) 消防団員の研修の充実や待遇改善をはかること。

**【消防総務課】**

消防団員の研修については、長野県消防学校への入校及び消防団の年間訓練計画に基づき実施しております。

処遇改善については、平成26年度には消防団活動の充実強化のため、消防団運営交付金の増額を行い、また、消防団員退職報償金の増額に関する条例改正を行っております。なお、団員報酬を条例に基づき支給しております。

- 3) 愛媛県松山市や松本市などですでに実施している「消防団員（家族）」への優待制度を検討すること。

**【消防総務課】**

これらの事業は「消防団サポート事業」と呼ばれており、消防団員が市内の店舗等で「団員証」を提示すると、料金割引や特典等のサービスを受けるとができることといった事業であり、昨今、団員の処遇改善策の一環として、団員の士気を高め、また新規入団者の確保を目的に、実施する団体が増えてきている取組です。県内でも開始したところが出始めた状況です。今後、事業実施に向けて、消防団や関係団体と調整協議を進めてまいりたいと考えています。

- 4) 消防団のポンプ操法等の大会出場（県・全国大会）の経費は全額市で負担すること。

**【消防総務課】**

上田大会より上位の大会（上小・長野県大会）出場に必要な経費については、市交付金規程で定める額を、出場分団及び出場隊に交付金として交付しております。また、全国大会については、開催地や出場隊員数・応援者数及び物価の変動等適正に把握し考慮して算出した額を、前記と同様に交付金として交付しております。

出場分団には、過剰な経費とならないよう、また、地元負担の軽減を図るよう指導しておりますので、御理解をお願いいたします。

#### 4. 自主防災組織について

- 1) 自主防災組織の充実、防災教育の推進、防災リーダーの養成講座を充実すること。

**【危機管理防災課】**

市では、これまでも自主防災組織リーダーを対象とした研修会や各種講座の開催、訓練内容への助言等を通じて組織の活動を支援することで、地域防災力の向上、それを担う人材の育成を図ってまいりました。今後におきましても、県の自主防災アドバイザーや消防

署、公民館などと連携を図りながら、自主防災組織の活動の強化・充実につながるよう研修や各種講座等を開催し、地域防災を担う人材育成が図られるよう支援してまいります。

2) 地域版防災マップの作成を推進すること。

**【危機管理防災課】**

自治会の自主防災組織などが主体となった取組として、地域内の危険箇所などを点検し、土木や消防など専門的な知識を有する者からの意見を踏まえながら地域版の防災マップを作成することは、「減災」の観点から有効であると考えております。市ではこうした取組の推進を図るため、各種研修会や講座など機会を捉えながら、平時における自主防災組織の活動の一環と位置付けていただくよう促してまいりたいと考えております。

3) 自主的で実践的な防災訓練を推進すること。

**【危機管理防災課】**

自主防災組織による防災訓練の推進については、これまでも自主防災組織リーダー研修会において、地域の特性を踏まえた訓練事例や訓練メニューを合わせて提案するなどしながら、住民が自主的に計画し、行動する訓練が行われるよう促してまいりました。

今後におきましても、自主防災組織による地域の実情に即したかたちでの自主的、実践的な訓練の実施を支援してまいりたいと考えております。

4) 防災用資器材購入補助制度を充実すること。

**【危機管理防災課】**

防災用資器材購入補助制度については、自主防災組織の活動強化を図るため、平成24年度から、補助率や補助上限額の引き上げ、補助対象となる資器材の品目の充実を図っております。地域の自治会に組織された自主防災組織による防災用資器材の整備は、「減災」の観点からも不可欠であることから、市としましては、自主防災組織の装備品の充実が図られるよう、引き続き現行制度の活用を自主防災組織に対して呼びかけてまいりたいと考えております。

5) 災害時要援護者名簿及び住民支え合いマップの早期作成と定期的な更新を促進すること。

**【福祉課】**

災害時要援護者名簿とこれに伴う住民支え合いマップについては、平成21年度から社会福祉協議会と連携し、各自治会単位に制度の普及に取り組み、昨年12月末現在で

224 自治会と、ほぼ全域での取組になりました。

昨年は長野県でも、大雪、豪雨、噴火、地震など予期せぬ自然災害が発生し、各地域で大きな被害を受けました。住民支え合いマップは、このような災害時を想定したものではありますが、災害時に対応するためには、災害に備えた普段からの取組が必要であり、自助・共助・公助による支え合い、助け合いの相互扶助機能や日頃の住民活動が何よりも大切であると考えます。

市としましては、引き続き、社会福祉協議会と連携し、地域住民の皆様と協働して、作成された住民支え合いマップが有効に活用され制度として定着していくようデータの更新、登録者の増加に向けて取り組んでまいります。

- 6) 家庭における災害時の家族間の連絡方法、家具の転倒防止対策、家庭での防災用品の備蓄など防災教育を充実すること。

**【危機管理防災課】**

市では、これまでも上田市地域防災計画に基づき、家庭における非常持ち出し袋や備蓄品の準備、家具類の固定など災害への備えの重要性について、広報うえだや出前講座等を通じて周知啓発を図るとともに、講座開催時には非常持ち出し袋の現物を見ていただくなど具体的で分かりやすい説明となるよう努めております。

今後におきましても、機会を捉えながら家庭における災害への備えについて周知啓発を図ってまいりたいと考えております。

# -分野別要望-

## 1 サントミュージーゼの管理・運営

今年10月2日、オープンしたサントミュージーゼは、開館後1年間ぐら  
いの出演者や利用者の口コミなどが施設の評判を決めるといわれている  
ので、細心の注意を払って運営につとめること。

1. 国の「文化芸術振興基本法」に基づいた、上田市独自の「芸術・文化  
の振興に関する条例」の制定をめざすこと。

### 【文化振興課】

文化芸術振興の指針を示す方法には、条例制定、基本構想策定があり、条例は文化芸術  
振興に関する基本的な理念や、市及び市民の責務等を定め、基本構想は具体的な達成目標  
や取り組むべき施策等を定めることが一般的です。

上田市におきましては、国の動きを受け、市民憲章の制定、第一次総合計画の策定を背  
景に平成20年3月、「上田市文化芸術振興に関する基本構想」を策定しました。本構想  
は、総合計画との整合性を図り、平成27年度までの文化振興施策の方向を示したもので  
あり、歴史的・文化的な遺産の継承や、未来へつながる市民文化芸術の創造に向けて施策  
等を進めているところです。なお、平成27年度は本構想の最終年度であり、かつ第二次  
総合計画が策定されますので、平成27年度中に総合計画の個別計画として本構想の改定  
原案を作成し、平成28年度から10年間の施策の方向を示す、新たな「上田市文化芸術  
振興に関する基本構想」の策定を予定しております。

## 2. 職員体制について

- 1) サントミュージーゼは、直営のメリットを最大限生かし、文化芸術の  
振興のみならず、産業、観光など地域振興に役立つ運営とするこ  
と。

### 【交流文化芸術センター、上田市立美術館】

多様な文化芸術の鑑賞、創造及び交流を通じて、子どもたちの育成や市民が心豊かに暮  
らせる環境づくりに努めるとともに、魅力的な公演や美術館の展示により外から多くの皆  
様に足を運んでいただき、観光や産業の振興にもつなげる施設でありたいと考えていま  
す。そのため今後とも魅力的な公演や展示の誘致に努めてまいります。

また、アーティストやスタッフが商店街や学校、施設などまちの中に出て行き、交流す

る中で、新たな出会いや賑わいを創造し、まちが変わる、そういった取組となるよう事業展開を図ってまいります。

2) 職員研修は、専門的、計画的、系統的に行うこと。

**【交流文化芸術センター、上田市立美術館】**

事業の企画、広報、調査研究、市民団体の皆様の利用の支援、舞台機構の操作、美術館展覧会など、施設の運営には職員の力量に負うところが大きいことから、専門的知識、技能の習得については引き続き、文化庁、公益社団法人全国公立文化施設協会などの専門機関の研修会などに計画的に職員を派遣し、人材育成に努めてまいります。

### 3. ボランティアの育成について

1) ボランティア養成講座など研修の機会を設け、施設利用者に質の高いサービスが提供できるようにすること。

**【交流文化芸術センター、上田市立美術館】**

ボランティアとして、運営に関わっていただく「市民サポーター」を募集し、現在70名を超える登録をいただいております。ホールを備えたセンターと展示室を備えた美術館では、担っていただく役割、業務が多様となることから、サポーター会議を定期的開催し、活動内容について企画提案していただいております。

また、地域での文化芸術活動のリーダーを育成することを目指した、アーツスタッフアカデミーを開催し、養成講座や公開講座等により、ボランティアの育成に努めております。

2) サントミュージゼを物心両面で支えてくれる「友の会」のような組織づくりをすること。

**【交流文化芸術センター、上田市立美術館】**

上田市交流文化芸術センターでは、より多くの皆さんに鑑賞者としてサントミュージゼのファンになっていただくため、現在、友の会的な組織としまして会員登録（無料）していただきますと、各公演などのチケットをインターネット上で予約ができたり、チケット発売日に朝早くから並ばずに御家庭で予約購入することができます。また、今後、公演情報やチケット情報などのメールマガジンの配信をしてまいります。

市立美術館では、年間を通して多くのお客様に美術館にお越しいただける仕組みづくりとして、特典を付した企画展割引パスポートを導入するべく検討を進めてまいります。

このように、会員登録された皆さんが施設に来場を重ねていただく中で、サポーターとしても関わっていただければと考えております。

#### 4. 美術館事業について

- 1) 郷土ゆかりの作家等の作品の研究、収集（寄贈を含む）を計画的にすすめること。

##### 【上田市立美術館】

美術館では専門の学芸員を配置し、市民や有識者の声を聴きながら、郷土ゆかりの作家や地域の文化などを研究し、展覧会や講演会等を通じて市民の皆様に還元していく所存です。美術館活動の根幹はコレクションにもあらわれますので、主要な郷土作家を中心に、上田ゆかりの作家作品や版画芸術など、地域の特長を活かした収集を進めたいと考えております。

- 2) 山本鼎、石井鶴三、ハリー・K・シゲタ、中村直人といった郷土作家名を冠にした全国公募の企画展を開催すること。

##### 【上田市立美術館】

当上田地域は、全国に先駆けて「創作版画」「児童自由画教育」「農民美術」を提唱した山本鼎など、個性的な活動を行なった郷土作家に恵まれております。こうした歴史を踏まえ、現在3年に一度、「山本鼎版画大賞展」を全国公募の形で実施、版画作家への登竜門としてその知名度も高まっております。またハリー・K・シゲタ作品のプリント化、中村直人ゆかりのレオナルド・フジタ展など、全国的な視野での展覧会開催準備を進めるほか、小県上田教育会と共催して児童の絵画展や立体造型展も開催しております。今後も教育会等学校現場とも連携しつつ、石井鶴三ゆかりの彫刻展や、写真コンクールなどについても計画したいと考えております。

- 3) 市内の全児童・生徒が、できるだけ早くこのサントミュージゼを利用できるようにすること。

##### 【上田市立美術館】

施設の開館以来、常設展および主催企画展に関しましては、市内はもとより定住自立圏内の高校生以下のすべての子どもたちが、無料で鑑賞できるようにしております。共催事業や貸し館に対しても、極力子どもたちへの配慮をお願いしてございます。また、学芸員や関連するアーティストが学校現場へ出向いての特別授業やワークショップ、美術館における各種の児童・生徒の作品展、「子どもアトリエ」「お絵かきひろば」における体験型事業なども実施しております。当美術館の理念は「育成」でございますので、学校現場とも連携の上、更に幼児の美術教育などにも力を注いでまいります。

## 5. 駐車場について

- 1) バス・タクシーなど公共交通や障がい者を優先した駐車場の利用とすること。

### 【交流文化芸術センター、上田市立美術館】

駐車場については、玄関付近に障がい者専用の駐車スペースを8台分確保し、障がい者の皆様の利用を配慮して運営しています。また、玄関前に車寄せを設け、タクシー利用者や高齢者が安心して乗降できる環境を整えています。また、車いすの貸出やエレベーターへのエスコートなど来館者へのサービス向上にも努めてまいります。

- 2) バス停の増設などでバス利用を促進すること。

### 【交流文化芸術センター、上田市立美術館】

最寄りのバス停である「アリオ上田前」は、上田バスアリオ上田線、上田市街地循環バス、オレンジバスの3本の路線が通っており、駐車場や周辺道路の混雑解消の面からもバス利用の促進を図ってまいります。

- 3) 駐車場や道路状況を検証し、駐車場の増設など適切な対策を講じること。

### 【交流文化芸術センター、上田市立美術館】

休日や大規模イベント等が行われる際には、周辺道路及び施設の駐車場が混雑しています。開館以降の大規模イベント時の状況を検証し、スムーズな駐車場出入りの誘導に努めるとともに、駅周辺など中心市街地の公共・民間駐車場の利用及び公共交通機関の利用を呼びかけるなど、対策を講じてまいります。

また、最近では利用者の皆様も、渋滞を避けるため、時間差を設けて出入りしていただいております。開館直後のような混雑は回避されております。

## 2 地域内分権の推進

1. 現在すすめている第4ステージの内容は「分かりづらい」「地域協議会とのちがいがわからない」「自治会について、どう考えているか」など疑問も出されているので、市民の声を良く聞いてすすめること。

### 【市民参加・協働推進課】

地域内分権を確立するためには、地域の皆様と行政が共通理解のもとで進めていくこと

が何よりも大切であると認識しております。

こうした中、地域内分権第4ステージの考え方や取組などについて、自治会や地域協議会の皆様と意見交換を行っておりますが、地域での理解はまだまだ浸透しきれていないといった課題もあります。

今後は、地域の課題解決や将来的な住民自治のあり方などについて話し合う場となる「地域経営会議」を神科・豊殿地域、川西地域、丸子地域の3地域で試行的、先行的に設立を進めるとともに、これまでに皆様からいただきました御意見も踏まえ、自治会や地域協議会の皆様などに地域内分権第4ステージの内容をより具体的にお示しし、意見交換を積み重ねながら地域内分権の確立に向けて引き続き取り組んでまいります。

2. 丸子地域の集会所・公民館は、独自の地域コミュニティ組織と不可分の関係にあるので、合併時には補助対象から除外されましたが、再検討していただき、補助対象について検討すること。

#### 【市民参加・協働推進課】

現在、上田市内の240の自治会には、1つの自治会を除いて239の基幹集会施設があり、このほか基幹以外の集会所・公民館等の共同集会施設は、市全体で約180か所あります。

丸子地域に多い基幹以外の集会施設は、地域コミュニティの拠点として必要な施設である一方、住民の皆様の施設整備等に係る負担も大きいということは理解しているところで

す。現状において、基幹集会施設だけでも全面改築・改修等に係る市の財政負担が大きい中で、市全体の均衡や大きな財政負担を考慮しますと、すべての集会施設を対象として補助を行うことは、大変困難な状況にありますが、今後の研究課題としてまいりたいと考えております。

## 3 行財政改革について

1. 財政運営について

- 1) 地方交付税の一本算定に伴う財源不足に対して適切に対応すること。

#### 【財政課】

普通交付税の合併算定替による優遇措置の段階的な減額については、歳入の確保や歳出の見直し、基金の活用等の取り組みを行う中で、適切に対応してまいります。

- 2) 国の動向を的確にとらえ、上田市として活用できる事業は積極的に推進すること。

**【財政課】**

国の動向については、情報の収集に努めるとともに、当市で実施する事業で補助制度等のあるものは最大限活用し、特定財源の確保に努めてまいります。

- 3) 約 600 の公共施設の耐震化、長寿命化、統廃合については、市民の意見を十分尊重すること。

**【行政改革推進室】**

公共施設は市民共有の財産であることから、施設の耐震化や長寿命化、統廃合や再配置等の利活用など、公共施設の今後のあり方やマネジメントの検討を進めるにあたりましては、基本的な考え方を市民の皆様にお示しし、効率的な活用策をともに考えていくことが大変重要であると考えております。幅広く意見をいただく方法についても、市民アンケートやパブリックコメントの実施ほか、様々な手段が考えられるところではありますが、いただいた意見については十分尊重し、市民の皆様との意識の共有を図りながら進めてまいりたいと考えております。

2. 指定管理者制度について

- 1) 現在の公の施設について、存続、廃止、統合を含め検討すること。

**【行政改革推進室】**

公共施設の内、住民の利用に供するための施設を公の施設とし、その管理・運営について、民間の持てるノウハウを積極的に活用することで施設の効用が増加するものについては、その運営を民間に委ねているところですが、前述の公共施設同様に、市全体の施設の今後のあり方を検討する中で、市民の皆様のお意見を聞きながら検討していきたいと考えております。

- 2) 事業所評価については、報告書に労働実態調査も加えて検証・評価すること。

**【行政改革推進室】**

指定管理者による公の施設の管理運営業務については、指定管理者に事業報告書を提出させるとともに、提出書類等に基づくモニタリング評価を行い、施設運営が適正に行われ

ているかどうか検証しております。公の施設の設置目的が達成されるよう、引き続き施設所管課所の担当職員に対しモニタリング評価者研修を実施するとともに、労務管理に関する評価項目を加えたモニタリング評価を実施してまいります。今後も、評価の精度が向上するよう内容の充実を図ってまいります。

- 3) 一括公募する場合は、競争性を担保するよう準備期間を十分とるなど工夫をすること。

**【行政改革推進室】**

指定管理者の募集については、「上田市公の施設に係る指定管理者制度導入の基本的な考え方」において、「指定管理者の募集は、原則として一施設ごとに行うこと。ただし、一施設ごとに募集を行うことにより施設の効用が妨げられ、又は施設の管理が著しく非効率となる場合、複合施設など施設の性質から一体管理の必要性が認められる場合その他特別の事情がある場合は、合理的な範囲で複数の施設について一の指定管理者を募集することができる。」とする判断基準を設けています。

指定管理者の公募は、競争原理を働かせることが主な目的であることから、今後の募集についても、一括公募の必要性と競争性の担保を総合的に判断し、適切な募集を行ってまいります。

### 3. 職員体制について

- 1) 職員の定員管理については、合併時の削減目標を緩和した経過がある。しかし、現在でも各部署において職員不足が懸念されているので、適材適所による配置とともに職員不足にならないようにすること。

**【人材開発課】**

平成25年2月に改定を行った上田市定員適正化計画は、平成27年4月1日までの計画期間となっています。現時点では、ほぼ計画通りの適正化の達成が見込まれていることから、今後は、職員数の適正な状態を維持できるよう定員管理を行うとともに、適材適所の職員配置に努めてまいります。

## 4 産業廃棄物対策について

1. 新規の処理施設の申請にあたっては、上田市の行政指導として地元合意を確認するなど慎重に対処すること。

**【生活環境課】**

産業廃棄物処理施設の申請は、県が所管しており、産業廃棄物の適正な処理に関する規制、廃棄物の処理施設の設置等に関する合意形成の手続きその他必要な事項を定めることにより、廃棄物の適正な処理を確保し、もって県民の生活環境の保全に資することを目的とし、平成21年3月に新たに「廃棄物の適正な処理の確保に関する条例」が施行されました。これに伴い、従来の行政指導による「地元同意書制度」は廃止され、環境保全協定締結の努力義務や許可申請前の事前計画協議が制度化されました。

事前計画協議は、事業計画者と関係住民が開かれた場において十分なコミュニケーションを行い、その過程を通じて事業計画をより良いものとし、関係住民との合意形成を図るための手続きとして定められています。

市としましては、こうした手続きが進められる中で、自治会等地元の皆様とも情報を共有しながら、地域の環境を保全していく立場で対応をしております。

2. 長野県が施設建設を含めて、責任を持って対処されるよう働きかけていただきたい。

**【生活環境課】**

産業廃棄物処理に関しては県の所管であります。市といたしましても、公益性とともに、地域の環境が保全されるよう、県に対して責任を持った対応を要望しております。

## 5 同和対策事業の早期終結について

1. 同和対策事業として続けられてきた運動団体に対する補助金（平成26年度予算額1,080万円）は、その役割を終えており市民合意が得られないものであり廃止すること。

**【人権男女共同参画課】**

部落解放の運動団体に対する補助金は、平成22年度から事業費補助への転換を行い、市議会にもその方針を御説明させていただいています。

同和問題については、未だ完全に解消されたとはいえない現状があることから、人権施策の一環として引き続き解決に向けて取り組むこととしております。そのため、人権啓発の推進や人権侵害の対応をはじめ、当事者として同和問題に取り組む運動団体への事業に対して必要な補助金を交付しています。

なお、今後も補助金の執行やあり方については、引続き見直しを行ってまいります。

2. 同和地区住宅新築資金等貸付事業特別会計における滞納が（平成25年度決算額8億310万円）と多額となっていますが、法的措置をとることも視野に入れた抜本策を講じられたい。

**【収納管理課】**

本事業の償還については、25年の長期にわたるため、借り入れ時と生活状況が変わり、債務者の死亡、高齢化による収入の減少、多重債務を抱えている者など、償還が困難な事例が多くあります。こうした中で、定期的な臨戸徴収により分納の維持、増額交渉を行うとともに、相続人や保証人とも償還について交渉を進めております。

抵当権の実行などの法的措置については、市の抵当権に優先する抵当権が設定されているものがほとんどで、競売による償還金の回収は困難な状況です。

今後、破産、相続放棄など、明らかに回収不能なものについては、債権放棄も視野に滞納額の圧縮に努めてまいります。

3. 同和対策事業で建設した農業施設や集会施設の内、長期間使用していないものは廃止すること。

**【人権男女共同参画課】**

目的を達成し、役割を終えたと思われる施設については、廃止などを含め、関係者と調整しています。今後も、利用実態を見ながら無償譲渡や他の活用などについて関係者と協議を進めてまいります。

**【農政課】**

同和対策事業で建設した農業近代化施設については、個々の利用状況等を勘案したうえで、廃止してまいりました。今後も施設の利用状況等をみながら廃止の妥当性等を検討してまいります。

4. 中央解放会館の運動団体の独占的使用を見直しすること。

**【人権男女共同参画課】**

中央解放会館は上田市の部落解放のための中心的な役割を持って、昭和53年に開館し、施設利用と相談事業を主に進めてまいりました。

この相談事業は、相談者が安心して気軽に相談できる環境づくりと関係者との密接な連携を取りながら進めることが重要であることから、当事者であります部落解放同盟上田市協議会が常駐して対応するために館の一部を事務所として利用し現在に至っています。

## 6 男女共同参画社会の推進について

1. 自治会等の役員に女性を登用するよう割当制（クォータ制）を検討するなど引き続き働きかけていただきたい。

### 【人権男女共同参画課】

自治会等の役員への女性の登用については、地域活動における方針決定の場への女性の参画促進という点で重要であり、男女共同参画社会づくりの推進施策の一つとして位置付けています。そのため、市民の皆様や自治会連合会とも連携しながら女性の登用についての働きかけを引き続き行ってまいります。

2. 市職員における管理職の女性登用を積極的にすすめること。

### 【人材開発課】

少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少が進む中、国の成長戦略の柱として、女性就業率の向上や、女性管理職の積極的登用が打ち出されており、当市においても、従前から女性職員を比較的早期に管理・監督職へ昇任させるなど、取り組んでまいりました。しかしながら、昇任後に降任や退職を申し出るケースもあり、女性管理職の登用を真に推進するには、女性特有の出産などの事象に関連し、育児・子育てなど男女の私生活上の役割分担や、職務上のキャリアに対する考え方など、様々な意識改革を推進することが肝要であると考えております。

そのため、「女性職員リーダー研修」といった、女性職員の意識改革を促す研修を実施するほか、次世代育成支援法に基づく「特定事業主行動計画」を通じ、「ワークライフバランス」の実現に向けた職場の意識改革を図っております。今後もこうした取組を粘り強く継続する中で、一定のポジティブアクションも実施しながら、女性職員の登用に努めてまいりたいと考えております。

3. 「第2次上田市男女共同参画計画」（平成24～28年度）の関係部署の目標値の進捗状を検証し、引き続き推進すること。

### 【人権男女共同参画課】

「第2次上田市男女共同参画計画」に関して、毎年その推進状況の点検と評価を行い、男女共同参画推進委員会においても審議していただいております。それらを受け、引き続き、実効性のある施策を推進してまいります。

## 7 介護保険・高齢者対策について

国は、「税と社会保障一体改革」として、消費税増税と社会保障の切り捨てを進めています。市民の暮らしと福祉をまもるため、上田市としてできる施策を推進すること。

1. 市が実施する「新しい総合事業」の構築については、利用者の不安に十分配慮すること。

**【高齢者介護課】**

「新しい総合事業」は、全市町村が遅くとも平成29年4月から実施することが定められています。要支援認定の方に対する「新しい総合事業」は、従前のおり地域包括支援センターが作成するケアプランに基づき実施されることとなりますが、利用者の意向を尊重し、必要な介護サービス・生活支援が引き続き提供されるよう努めてまいります。

また、「新しい総合事業」の実施により、必要な介護サービス、生活支援のサービスの内容については、きめ細かく多様に充実していくものと考えております。

上田市では、平成29年4月から実施する「新しい総合事業」に向けて、事前にモデル事業を実施し、地域の実情に合った生活支援サービスなどの開発を行い、円滑に「新しい総合事業」への移行につなげていきたいと考えております。

2. 介護保険の利用については、低所得者に十分配慮して対応すること。

**【高齢者介護課】**

誰でも安心して介護保険制度が利用できることは大切なこととあります。低所得者の方に対する負担軽減制度として、国の制度とは別に、市独自事業である居宅介護サービス利用者負担額の助成（利用料助成金事業）などがあります。これらの制度については、事業者とも協力し、利用者への周知を更に図ってまいります。

なお、介護保険の利用については、低所得者への配慮は大切な視点と考えますが、市単独事業については、限られた財源の中、効率的な運用が必要と考えております。

3. 国庫負担割合を引き上げるとともに、離職率の高い介護労働者の処遇改善をするよう国に対して働きかけていただきたい。

**【高齢者介護課】**

現行制度では、年々増加する保険給付費の財源として保険料収入を確保しなければならず、3年ごとに見直しを行う介護保険料もその都度、改正をお願いしているところであります。また、介護従事者の処遇についても、平成27年度から賃金アップに充てる報酬を確保するとのこととあり、その影響を期待するところですが、依然として他の産業に比して離職率が高い状況もあり、処遇改善は必要であると認識しております。

従来から市長会などを通じこれらを国に働きかけてまいりましたが、今後も他市町村、県とも連携しながら、必要に応じ提起していきたいと考えております。

4. 市が実施した住民アンケートでは武石地域と真田地域が買い物など日常生活の満足度が低くなっています。買い物弱者への対策では、経産省「買い物弱者対策関連事業」を活用し、地域の実情に合わせた対策を講じていただきたい。

**【商工課】**

事業者にとりまして買い物弱者向けの事業は、地域課題を解決する新たなビジネスチャンスとして捉えております。市では、地元の要望を受け、事業者と調整を図りながら買い物弱者対策に取り組んでまいりました。現在、真田地域と武石地域についても、自治会と事業者が連携して移動購買等が行われております。

今後とも、自治会・事業者と連携する中で、対策を行っていくとともに、国が行っている「買い物弱者対策関連事業」等の情報の提供や創業者への支援を通じて事業者の支援についても取り組んでまいります。

5. 関係団体から要望のある「総合福祉センター」について、上田市第二次基本構想に位置づけること。

**【福祉課】**

「総合福祉センター」については、現在のふれあい福祉センターの老朽化、狭隘化等で不便なため、福祉に対する複合的な相談に対応できるよう、ワンストップサービスが可能な総合福祉センターとしての建設が要望されています。

今後、高齢者、障がい者への対応など、交流性の高い福祉の拠点として必要があると考え、現在、第二次上田市総合計画審議会福祉健康部会で検討していただいております。その結果を踏まえて位置づけ等について検討してまいります。

## 8 障がい者（児）対策について

12月議会には、障害者団体から「精神障がい者も病院でなく、地域社会の中で自分らしく暮らせることを求める」陳情がだされました。

1. 「第3期上田市障害者福祉計画」を検証し、障がい者施設を計画的に整備し、作業所と仕事の確保と障害者優先調達推進法に基づき販路の

確保、拡大に力をいれていただきたい。障がい者対策は、障がい者団体との協議を十分行い、充実を図ること。

**【福祉課】**

平成27年度からの3か年の障害福祉サービス等の提供体制の整備と自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するため、平成26年度中に第3期上田市障害福祉計画を検証した「第4期上田市障害福祉計画」を策定します。

本計画の柱は、障がい者の地域移行、地域定着と障がい者就労の促進であり、地域移行、地域定着を推進するため、グループホーム等の計画的な基盤整備と相談支援の充実が図れるようにしてまいります。また、障がい者の一般就労への移行の促進を図るためには、就労移行支援や就労継続支援の利用を促進するとともに、市としても障害者就労施設等からの物品等の調達を推進し受注機会の拡大を図ってまいります。

障がい者団体の皆様とは毎年定期的に懇談会を開催し、障がい者施策についての意見交換をするとともに、各団体の総会等にも参加する中で要望等をお聞きしています。今後も引き続き、障がい者の皆様からの意見をお聞きしながら、施策に反映してまいります。

2. 年齢による介護保険制度への移行を強制することなく、介護保険か自立支援給付のどちらかを障がい者本人が選択できるようにすること。

**【福祉課、高齢者介護課】**

65歳を迎える障がい福祉サービスの利用者（40から64才までで特定疾病に該当する場合も含む）は、サービスの内容や機能からみて、障がい福祉サービスに等しい介護保険サービスがある場合は、基本的に、介護保険サービスを優先して受けることが原則となります。

一方、介護保険サービスに相当するものがない障がい福祉サービス固有のものとして、行動援護、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援等については、障害者総合支援法によるサービスを受けることができます。ケアプランによるサービス調整の中で、介護保険サービスだけでは、本人の生活水準の維持向上が図れない場合には個別に判断し、障がい福祉サービスを上乘せして支給する場合があります。

介護保険か自立支援給付かの選択制ではありませんが、関係機関等との協議により各ケースごとに判断し、障がい福祉サービスの支給を行っております。

3. 障がい者の働く場の確保を図るため、上田市役所をはじめ、事業所に法定雇用率を守るよう指導・強化をはかっていただきたい。

**【福祉課】**

管内企業における障がい者の雇用状況は、まだまだ厳しい情勢です。そのような中、平

成26年6月1日現在、障がいのある人の就労者数は577人、障がい者雇用率も1.96%と前年度に比べて増えており、長野県の平均レベルまでに到達しました。しかしながら、未達成企業は56社と多く、課題は残されております。

また、上田市役所における障がい者雇用の状況は、一般事務職で2.42%、教育委員会で2.40%とそれぞれ法定雇用率の2.3%、2.2%を上回っております。

今後も商工観光部雇用促進室のほか上田公共職業安定所、上小圏域障害者総合支援センターなど関係機関と連携を図り、事業主への周知・啓発等により障がい者雇用に対する理解を深めてまいります。

4. 障がい者が利用しやすくするための公共施設の改修や、安心して外出できるように歩道、階段、交差点など改修すること。

**【福祉課】**

障がいのある人の自立と社会参加を支援し、誰もが住み慣れた地域で安心して、安全に暮らしていくためには、公共施設等のバリアフリー化など障がいのある人に配慮したまちづくりの推進が必要です。平成28年4月に施行される障害者差別解消法では、障がいのある人にとって「障壁」となっている社会の制度や考え方を改める「合理的な配慮」の考え方が示され、入口の段差を解消するため、スロープを設置し車いす利用者が容易に建物に入ることができるようにするなど、更なる障がい者福祉の推進が求められています。

公共施設の改修・改築にあたっては、関係課に働きかけ、誰もが利用しやすい環境整備の拡大に向け、ユニバーサルデザインに配慮した施設整備を一層進めてまいります。

5. 災害時に障がい者を守る対策をすすめること。

**【福祉課】**

上田市では、「上田市地域防災計画」における「要配慮者支援計画」及び「要配慮者に対する応急活動」を具体化した「災害時要援護者支援マニュアル」を策定し、災害時における障がい者を含めた要配慮者の避難誘導、安否確認、救出活動等の支援を迅速かつ適切に行えるようにしています。

その中でも特に、地域住民の皆様（自治会）が中心となり行う「災害時要援護者登録制度（住民支え合いマップ）」に関しては、9割を超える自治会が取組を進めています。

今後も、社会福祉協議会や民生・児童委員などとも連携しながら、より具体的な災害時に備えた支援の対策、体制づくりを進めてまいります。

また、災害対策基本法の改正により、避難行動や避難生活のために配慮を必要とする高齢者や障がいのある人の名簿の作成が市町村長に義務付けられましたので、災害時、また災害が発生する恐れがある場合は、避難誘導等に活用してまいります。

災害に備えた事前対策から、要配慮者の受入施設との連携強化など、災害発生時に迅速に対応できるよう、関係課とも連携し体制整備を図ってまいります。

6. 点字図書館の位置づけを明確にし、施設の充実を県に要望していただきたい。

#### 【点字図書館】

点字図書館は、現在の場所に新築移転の際、民間資金の導入により長野県身体障害者福祉協会が設置主体となり建築されたものでありますが、長野県身体障害者福祉協会から事務委託され市が運営しています。

現在、長野県身体障害者福祉協会のほか県とも連携をとって運営しており、当面の間は現状のままで進めていくことで合意が得られています。しかし、将来において建て替えを行う際は、三者で協議をし、点字図書館のあり方を検討すべきものと考えております。

市といたしましては、全国の点字図書館の実態、情報化時代を踏まえた将来像等を研究しながら各種課題を整理し、上田点字図書館がどうあるべきか段階的に検討してまいりたいと考えております。

なお、貸し出しにあたり通常来館して利用する施設ではなく、比較的傷みにくい面もありますが、老朽化に伴う施設の充実については、これまでその都度対応してきています。

平成26年度は、冷暖房取替え工事を行い、利用しやすい施設となるよう改善を図りましたが、今後も、点字図書館の施設状態を的確に把握し、引き続き三者で相互連携体制を図りながら、補助制度等を活用し必要な改修等を行い、利用者の利便性の向上を図ってまいります。また、点字図書館の運営費として現在毎年、県からの補助も受けており、冷暖房取替え工事においても補助を受けましたが、今後も必要に応じ県へも施設の充実のための要望もしてまいります。

## 9 保健予防、医療対策について

1. 保健師が本来業務である特定検診など、保健予防活動を一層強化するため事務処理できる体制を強化すること。

#### 【健康推進課】

特定健診などの検診に関する業務については、事務職と専門職である保健師が役割に応じ、保健予防事業の推進に取り組んでおります。なお、平成27年度の組織改正により、地域自治センターの健康推進係も健康推進課に所属する予定ですので、事務職と専門職との効果的な役割分担を実施し、保健予防活動に取り組んでまいりたいと考えております。

2. 糖尿病などの生活習慣病対策を推進するための保健師・管理栄養士だけの専門職による「(仮称)生活習慣病予防対策室」を設置すること。

**【健康推進課】**

糖尿病などの生活習慣病は、上田市においても年々増加傾向にあり、中長期的な視点に立った予防対策が大変重要となっており、現在、健康推進課と各地域自治センターと連携を取り、生活習慣病予防対策に取り組んでおります。

生活習慣病対策室の設置は、生活習慣病予防を目指すうえで有効との考え方もありますが、他の業務も含めて、専門職の配置体制について今後、更なる効率的な体制を検討し、効果的な予防活動になるよう、より一層努めてまいります。

3. 病気予防や早期発見、治療などに役立つ人間ドッグや各種検診事業への自己負担の軽減に努めること。

**【健康推進課、国保年金課】**

人間ドッグ及び各種検診は生活習慣病の予防や疾病の早期発見及び初期段階での治療という観点から大変有意義であり、人間ドッグについては国民健康保険及び後期高齢者医療制度の加入者並びに被用者保険加入者の内、助成制度がない方等を対象に補助金を交付しており、各種検診については検診費用の2割程度を個人負担とする以外は公費負担として、市民の健康の保持増進を図っております。

補助金の増額及び自己負担金の軽減については難しい状況ですが、人間ドッグ及び各種検診を多くの方に定期的に受診していただくために、その必要性を周知し啓発を進めるとともに、健康講座・健康教室や特定保健指導等の事業を通して健康意識の向上を図り、市民が健康ではつらつと暮せるよう努めてまいります。

4. 福祉医療制度を、償還払い制度から窓口での負担をなくすよう、強く県に働きかけていただきたい。

**【福祉課】**

現行の福祉医療費給付金制度は、長野県と県内全市町村が共同で設置する福祉医療費制度のあり方検討委員会において、毎年、総合的かつ抜本的な制度見直しについて検討をしています。償還払い制度については、検討委員会において、住民にとって利用しやすい制度であることを基本とするとともに、将来にわたり持続可能な制度として発展していけるよう、県民、医療機関、保険者、市町村それぞれの意見交換を行う中で提言されています。現在、県下すべての市町村において導入されており、県全体で制度が成り立っている面も

あることを御理解いただきますようお願い申し上げます。

検討委員会では、社会情勢等を考慮しながら、福祉医療費給付金制度がより良い制度となるよう、償還払い制度について更なる検討を続けていくこととされており、その中で、上田市としても、今後も必要な意見があれば述べてまいりたいと考えております。

## 10 国民健康保険事業について

1. 国民健康保険税が高すぎて払えない人への相談活動を十分に行い、被保険者証の未交付世帯がないよう引き続き努力すること。

### 【国保年金課】

被保険者証の交付については、平成22年度国民健康保険運営協議会の答申の附帯意見等を踏まえ、滞納があるため、短期保険証の対象となる一部の方に対して、収納管理課と連携して納付相談により窓口交付を行っています。また、期間を定めて平日窓口時間延長、休日窓口を実施し対応しています。最終的に来庁されなかった方に対しても郵送する等、すべての被保険者に交付しています。

また、国保税の負担の公平性を期すため、国民健康保険法に基づき、特別な事情がある場合を除き、納期限から1年を経過しても納付のない一部の方については、折衝の機会を確保することで国保制度への理解を深め、納税につながるよう、被保険者資格証明書の交付を行っています。

今後も、個々の世帯の生活実態や所得状況等に応じ、非自発的失業者に対する軽減や生活困窮者等に対する減免等も含め丁寧な対応に努めてまいります。

2. 国民健康保険税をこれ以上引き上げないように、一般会計からの政策的繰り入れを行っていただきたい。

### 【国保年金課】

国民健康保険事業にかかる経費は、国庫負担金及び保険基盤安定制度など法律に基づく一般会計繰入金等を除き、加入者が負担する国民健康保険税により賄うことになっています。このような状況の中で、急速かつ大幅な税率の引上げを行なう事態にならない限りは、一般会計からの繰り入れは難しいと考えます。

一方、保険給付費については、医療の高度化及び高齢化によって一人あたりの医療費は増加傾向にありますので、特定健診及び特定保健指導実施率の向上やジェネリック医薬品の利用促進等により医療費の適正化を図っております。

今後、国民健康保険に係る制度改正の動向について適確に把握し、財政状況を見極めながら、国保財政の健全な運営に努めてまいります。

3. 国民健康保険事業の広域化が進められています。これまでの市町村独自の施策が継続できるかどうかなど懸念があります。広域化にあたっては、市町村の意見を反映するように働きかけてもらいたい。

**【国保年金課】**

制度改正の状況を注視しながら、長野県市長会等を通じて上田市として必要な事項を提案し、働きかけてまいります。

4. 相談事業については、親身になって相談にのり、各課の連携を密にして各種の対応ができる施策を講じるようにすること。

**【国保年金課】**

納付困難な方の相談内容としては、解雇・離職等による収入の減少、傷病などを要因とする収入の減少や、病気やケガなどによる臨時支出の発生など、それぞれ複雑な状況があります。状況をつぶさにお聞きする中で、減免や免除について、条例及び要領に基づき対応できないか検討するとともに、納付については収納管理課との納付相談により分割納付等の対応を行っているところであります。

また、必要に応じ福祉課、子育て・子育て支援課等関係各課と連携を図り、相談対応しております。今後とも各課との連携を密にし、各種の対応ができるよう努めてまいります。

## 11 生活困窮者対策について

1. 福祉課のケースワーカーは、専門的な知識と経験が必要なため採用の段階から考慮すること。

**【福祉課】**

福祉課のケースワーカーは、生活にお困りの方からのあらゆる相談に応じ、その方々の自立に向けた援助をする必要があるため、社会福祉の専門的知識や技能のほか、様々な知識を必要とし、社会福祉主事が職務に従事しています。原則として、配属については社会福祉に対する社会福祉士の有資格者、大学で福祉系の学科を専攻した職員の配属等の配慮がされていますが、一方で行政の他の部門の実務経験も必要であることから、他課での経験も生かされております。

なお、県や国の様々な研修の受講のほか、OJTによる専門的な知識や技能の修得、向上に努めております。

2. 生活保護受給者の自立支援プログラムについては、NPO や民間団体・企業の協力も得てすすめていただきたい。

**【福祉課】**

生活保護受給者の自立に向けた支援については、それぞれのケースの状況に応じて、就労に向けた支援、社会生活の自立に向けた支援、日常生活の自立に向けた支援を行う必要があります。上田市では、ケースワーカーのほかに就労支援員1名を引き続き配置して就労に向けた体制整備を図り、生活保護受給者等就労自立促進事業により市とハローワークが連携を取りながら、生活保護受給者の就労支援を進めています。

市で取り組んでいる自立支援プログラムの中心は、一般就労を目指す生活保護受給者が、就職活動をする前の就労準備支援プログラムで、履歴書の書き方や面接に臨むための個別支援、ハローワークで実施している就職支援セミナーへの参加を促す等再就職に向けた支援を行っております。一方、一般就労が困難な方にとっては、社会的に孤立しないよう社会参加や再就職に対する意欲の向上を目的とした支援を行っております。

特に比較的若い年齢層で就労が可能な生活保護受給者については、就労支援員、ハローワーク、担当ケースワーカーとの面談を行い、就労に向けた支援を行っております。

また、受給者の健康管理を支援するため看護師を1名配置して健康や受診に関する相談等に対し助言指導等専門的に対応できる体制にし、生活保護受給者の健康面の支援をより効果的に行うよう努めております。

なお、生活困窮者自立支援法に基づく支援と連携し、社会福祉法人やNPO法人、民間企業とも連携を図りしながら、ケースバイケースでより丁寧な支援を行ってまいります。

3. 冬は経済的に苦しい家庭が多いのが寒冷地です。そんな地域の実情にあわせた支援制度として福祉灯油制度を創設していただきたい。

**【福祉課】**

要援護世帯への「福祉灯油」等の支援については、平成19、20年度に原油価格の高騰に伴い、低所得世帯の負担軽減を図るため、国の財政支援も受けながら灯油購入費補助の支援を実施してきた経過があります。これまでも毎年、天気予報、灯油価格の状況、また、県下他市の対応状況、国の支援見込み等を注視してきたところであります。

今回、御要望をいただいた福祉灯油に係る支援については、原油価格の動向に伴う市民生活への様々な影響を把握するとともに、国の財政支援のほか、景気動向や雇用情勢も見極めながら、他の支援策も含めて、状況に応じて対応していきたいと考えております。

## 12 商工、観光について

1. 事業所の実態調査により新しい施策に反映されてきていますが、先の国会で成立した「まち・ひと・しごと創生法」及び地域再生法の一部を改正する法律など国の施策を的確に把握し、一層充実すること。

### 【商工課、雇用促進室】

国は地方再生に向けて、少子高齢化進展への的確な対応により人口減少に歯止めをかけるとともに、東京圏一極集中を是正し、地方が住みよい環境を確保し、将来にわたり活力ある社会を維持するため、まち・ひと・しごと創生に関する施策を総合的かつ計画的に実施していく方針を示しています。

地方創生に向け、地方自治体は、地域の実情に応じて主体的に「人口ビジョン及び総合戦略」を策定する方向で検討が進められていますので、市としても、国の動向を見守りながら、交付金を活用した効果的な施策を検討してまいります。

2. 専門的知識と経験のある職員を配置して、制度融資とともに、借り入れの返済困難な事業所に対し親身になって相談にのっていただきたい。

### 【商工課】

融資相談や融資の実行手続きについては、金融機関経験者を臨時職員として配置するとともに、金融機関や信用保証協会との連携のもと、親身に相談を受けるとともに、適切かつスピーディーな対応に努めております。また、制度の充実等については、事業所訪問による意見要望や経営実態調査の結果を踏まえ、経営支援資金の利子補給や限度額の拡大、既存債務の借換え要件の緩和などを実施してきました。

今後も引き続き、充実した相談体制の構築に取り組むとともに、融資制度の充実と迅速かつタイムリーな企業の資金繰り支援の実施に努めてまいります。

なお、借入金の返済猶予等の対応については、金融機関の取扱いとなっておりますが、市といたしましても、地域経済雇用合同連絡会議等の機会を通じて、引き続き、柔軟な対応を金融機関に要請してまいります。

3. 有効求人倍率は、直近の調査でようやく 1.05 倍（10 月）となりましたが、特に若者の就業支援、労働相談など体制の強化をはかり充実すること。

### 【雇用促進室】

ハローワーク上田管内の12月の月間有効求人倍率は、1.12倍となっており、地域の雇用情勢は、着実に改善している傾向が続いております。

若者の就職支援については、中学生・高校生からの就業意識を高めるためにキャリア教育やインターンシップの推進を図るとともに、Uターンを促進するため、大学生等に対して企業ガイドブックの提供や新卒就職面接会の開催により、地域企業の情報提供や企業とのマッチングの機会を提供するなど、若者就職支援に取り組んでおります。

国の緊急雇用創出事業を活用した取組では、昨年度は、「起業支援型地域雇用創造事業」として、雇用の創出を図るとともに、若者Uターン就職促進事業を実施し、本年度は、「地域ひとづくり事業」として、求職中の若者の人材育成・就職支援、人手不足が深刻な建設業団体への入職促進支援など、支援の充実に取り組んでいます。また、専門の相談員が若者の就職・労働相談を実施しており、地域における若年者支援拠点機関として国が認定した「若者サポートステーション・シナノ」などと連携を図り、若者の就職・労働相談に、きめ細やかな対応をしております。

今後も関係機関との密接な連携体制の強化に努め、より一層の若年者就業支援対策を実施してまいります。

4. 日本共産党は、参議院で「ブラック企業規制法案」を提出。厚生労働省は、全国 5000 社を調査し、約 4000 社に「問題あり」と調査結果を公表しました。社会問題化している「ブラック企業」の実態を調査するとともに若者への就業規則等の教育をすすめていただきたい。

**【雇用促進室】**

法外な長時間、過労労働、低賃金雇用、パワーハラスメントなどの人権侵害行為の横行などを特徴とする、いわゆるブラック企業は、若者を大量に採用し過度な労働を強要したうえで、離職に追い込むケースが多く見られ、社会問題となっております。いわゆるブラック企業であるかどうかを見極める方法は、離職率や常態化した過重労働とされていますが、企業内部のことであり、法令違反の立ち入り検査の権限を持たない市において、その実態を調査することは困難であります。

市としましては、専門の相談員が労働・雇用相談を行っており、この中で、勤務時間や賃金等労働条件に関する苦情があった場合については、きめ細やかに相談に応じるとともに、ケースにより労働基準法等違反企業に対する監督・指導機関である労働基準監督署につないでまいりたいと考えています。また、ブラック企業をなくすためには、働く若者自身が自らの権利を守るためにも労働基準法や就業規則などについての知識を深めることが必要ですので、市で実施する若年者就業支援セミナー、出前講座及び就労・労働相談の中で、労働教育を進めてまいります。

5. 「上田市中心市街地活性化基本計画」は、大規模商業施設と地元商店街

との共存共栄、中心市街地との回遊策を位置付けられたい。上田駅前や「まちなか」の賑わいを取り戻すために、地元商店街やまちづくり団体などと協力してすすめていただきたい。

**【商工課】**

大規模商業施設は、商圈以外からの誘客効果が期待されることから、中心商店街の大規模商業施設との連携事業を支援し回遊につなげてまいります。

また、街なか回遊のためには、各商店及び商店街の気付きと努力による魅力づくりと回遊のための仕掛けづくりが大切であり、昨年度から実施している真田十勇士モニュメントを活用した「街なか健幸ウォーク」など、それぞれの主体的な取組を促してまいります。

「上田市中心市街地活性化基本計画」は、登載事業の実施により中心市街地の活性化を図るものであります。現在の計画は平成26年度が最終年度であります。数値目標の内、歩行者通行量についての達成は難しい状況ですが、居住人口は目標達成見込みであり、一定の成果は得られたと考えます。

しかし、更に効果を上げるためには、継続して、現行計画で整備された施設や地域資源を活用し、街なか回遊を図るなど、商店街等と連携し活性化に取り組む必要があるとの認識から、平成27年度から5年間の「新上田市中心市街地活性化基本計画」を策定し、国の認定申請手続き中です。今後も、必要により中心市街地活性化協議会の意見をお聞きしながら、適宜計画変更を行いブラッシュアップを図ってまいります。そして確実な事業実施に向け調整を行うとともに、商店街が主体的に取り組む国等の補助金申請の支援、市の商店街出店支援補助金による空店舗の再生活用、更に中心市街地で活動するまちづくり団体との連携等により賑わい創出に努めてまいります。

6. 伝統工芸や地場産業の振興と併せて体験型・滞在型観光施策を講じること。

**【商工課】**

上田市には地域を代表する伝統工芸品として上田紬や農民美術があり、市では、生産者が新たな取引先や販路拡大のために行う見本市や展示会等の出展に際して補助を実施しております。また、それぞれの生産者や販売者が共同して団体（上田紬織物協同組合、長野県農民美術連合会）を組織し、伝統工芸品としてのブランドの浸透や技術の研鑽・伝承に取り組んでおりますが、こうした団体が行う事業に対しても補助金による支援を行っております。

市としては、生産者や団体への支援を通じて伝統工芸品の振興を図ってまいります。

**【観光課】**

上田地域の伝統工芸品である上田紬や農民美術、または地酒や味噌等を製造している工

程の見学や、そば打ちや農産物の収穫を体験する観光が注目されてきています。こうした「見る」「学ぶ」「体験する」といった滞在型観光メニューを、農業や地場産業の振興に結びつけながら観光施策としての取組を図ってまいります。

7. 2015年3月14日に金沢まで新幹線が延伸されることから、市内観光地の知名度や魅力がアップするよう引き続き支援すること。

**【観光課】**

北陸新幹線金沢延伸により、新幹線を利用する観光客の増加が見込まれ、宿泊や飲食、土産品購入などの消費拡大を図る大きなチャンスであることから、その効果を積極的に取り込むために、上田市が通過都市とならずに、観光の目的地であり、「滞在型の観光地」となることが重要であると認識しています。

「滞在型の観光地」を目指すためには、観光客が長時間過ごしていただけるよう、上田市が保有している魅力的な観光素材を十分に利活用させることが必要で、地元の農産物や、美味だれ焼き鳥等の特徴ある「食」、戦国武将 真田氏をPRした様々な取組、又、上田の観光資源を活用した体験ツアー等の造成など、市内の観光関係事業者をはじめ、あらゆる市民の方々の協力をいただきながら推進してまいります。

8. 菅平高原は大自然の魅力を生かした観光地とスポーツ合宿のメッカとして、より発展するよう支援すること。

**【真田産業観光課】**

菅平高原は、四阿山（2,354m）と根子岳（2,207m）の山麓に広がる日本でも有数の高原野菜の産地であるほか、多くのファミリーに親しまれるスキーや、学生、社会人で賑わうラグビー、サッカー、陸上競技等、地域の特色を生かした観光とスポーツ合宿地として発展してきました。2020年東京オリンピック等の事前合宿地の誘致も見据え、標高1,250m～1,450mでの準高地トレーニングの適地性、首都圏からのアクセスの良さなど高い地域のポテンシャルを更に発揮できるよう、支援を進めてまいりたいと考えております。

9. 塩田平に残る数多くの史跡そして田園風景と別所線その終着駅の別所温泉、この魅力満載の地域資源を生かした観光戦略をさらにすすめていただきたい。

**【観光課】**

信州の鎌倉塩田平は、数多くの史跡、美しい景観、特色ある農産物等、長い歴史の中で

培ってきた貴重な観光資源が豊富に存在し、別所温泉をはじめ多くの観光客が訪れている地域です。このような観光資源を有効に活用するため、塩田平の各地域における相互連携を図り、より魅力的な観光地として、多くの観光課の集客を見込めるための施策の検討が必要であると考えております。

そのため例えば、史跡、寺社、美術館などの観光資源と温泉宿泊との連携や、温泉宿泊の食材に地元産の農産物を利用するといった異業種間での連携など、それぞれが持っている資源や技術等を持ち寄ることで、観光客に対する魅力的な商品やサービスの開発・提供、販路の拡大などが期待でき、地域の活性化にもつながるものと思われま。

今後も庁内関係課及び、関係団体との連携を強め、それぞれの観光スポットの魅力が更に高まるよう、引き続き推進してまいります。

10. 丸子温泉郷は鹿教湯温泉に代表される「健康づくりの里」としての魅力をはかり、さらに全国発信していただきたい。

**【丸子産業観光課】**

鹿教湯温泉・大塩温泉・霊泉寺温泉からなる丸子温泉郷は国民保養温泉地の指定も受けており、各温泉場では若者が主体となって様々な事業も行っています。

丸子温泉郷の特徴を活かし、地域資源を農・商・工・観・医・学と連携させることで魅力ある観光地づくりに努めてまいります。

11. 雲溪荘は、都市と農村との交流を広げる観光の展開に必要な施設として充実していただきたい。また、トマト工場も進出したが武石地域の振興につなげるために必要な支援をすること。

**【武石産業観光課】**

雲溪荘は、昭和52年に地域住民の保養施設としてオープンし、武石地域で唯一の温泉宿泊施設として福祉・観光の両面で多くの皆様に親しまれてきました。しかし、社会環境や利用者ニーズの変化により利用者数と売上は、減少の一途をたどっている現状です。また、老朽化が進み修繕等に毎年多額な費用もかかっています。こうした状況の中で、今後の雲溪荘のあり方について、武石地域協議会や地元の皆様の御意見をいただき、総合的に判断し、方向性を定めていくことが必要と考えています。

都市と農村の交流の推進は、「人・もの・情報」の行き来を活発にし、都市と農村それぞれに住む人々がお互いの地域の魅力を分かち合い、理解を深めるために重要な取組です。今後の雲溪荘のあり方について議論を深めるうえで、雲溪荘を都市と農村の交流の場として有効活用することは、武石地域の都市・農村交流と広域的な観光の展開に欠かせない要素であると捉え、今後も検討を進めてまいりたいと考えています。

栃木県の(有)須藤物産が進めている武石下本入茂沢地区でのトマト栽培に関しましては、4.7haの農地に4千㎡の栽培用ハウス6棟を建設し高糖度ミニトマト栽培を中心とした農業経営を目指しているものです。

市では、農振法上の用途区分変更、農転許可等についての確認指導、認定農業者認定、人・農地プランへの掲載など、事業が円滑に進められるよう支援してまいりました。多くの地元住民の雇用、地下熱を利用した冷暖房システム導入など先進的な農業経営が計画されており、地域農業の活性化はもとより地域全体への経済的波及効果があるものと今後の事業展開に大いに期待しております。スムーズな事業展開が進められるよう、各種制度の活用支援等を積極的に進めてまいります。

## 13 まちづくりについて

1. 地域やPTAなどの要望にそって、身近な公園を市民参加で増設すること。

### 【公園緑地課】

公園整備については、地域の要望を受けて、市内の公園配置バランスを考慮しながら、市全体の事業計画の中に位置付けて、整備を検討していきます。また、身近な公園・広場等の整備を進めるため、コミュニティ助成事業等を活用し、市民協働による公園整備を検討してまいります。

2. 上田市都市計画マスタープランの策定にあたっては、市民の意見を十分尊重すること。

### 【都市計画課】

人口減少、少子高齢化、経済の低成長等の社会情勢を踏まえ、上田市全域が魅力ある住みやすい都市として、一体的かつ持続可能なまちづくりの方向性を示していくために昨年3月に長野県が策定した上田都市計画区域マスタープランに即する形で上田市都市計画マスタープランを策定します。

平成18年の合併から平成20年度にかけてまちづくりアンケート、各地域協議会と協議を行いながら上田市都市計画マスタープラン素案を作成し、真田・武石地域について、一体的なまちづくり、良好な住環境の保全・形成等の観点から「都市計画区域に指定することが望ましい」という方針で市民説明会等を実施しましたが、様々な御意見をいただく中で、平成20年度には策定の合意が得られませんでした。

その後、県が策定した都市計画区域マスタープランを受け、前回の素案をベースに社会情勢の変化に伴う修正等を行い、「全市域の都市計画区域の指定について検討を進める」という方針に変更して上田市都市計画マスタープラン素案としました。この素案について

市民の代表を含む上田市都市計画審議会に方針説明と市議会や9地域協議会に説明報告を行った後、昨年12月に市内5会場において市民説明会を実施し、計70名の市民の方々に御出席いただき、御意見を伺いました。

また、広く意見を求めるため、パブリックコメントとして平成26年12月16日から平成27年1月23日まで市ホームページのほか11か所で本マスタープラン素案の閲覧を実施し、意見募集をいたしました。

説明会やパブリックコメント等でいただきました御意見等に対し、市の回答をホームページに掲載するとともに、本マスタープラン素案に修正を加え、本年2月18日に開催した上田市都市計画審議会において承認いただき、3月に公告予定です。

## 14 農林業の振興について

1. 上田市として、あらたな農業・農村のあり方についての「基本理念」や「政策」を示す「(仮称) 上田市食料・農業・農村基本条例」制定を検討していただきたい。

### 【農政課】

多くの課題を抱えている農業の現状におきましては、今後、意欲ある農業者が農業を継続できる環境を整えるとともに、食料を安定的に供給するための食料自給率の向上や、多面的機能が将来にわたって発揮される環境整備が必要であり、そのため各種の支援策が適切かつ有効に実施されることが望ましいと考えます。

国の「農林水産業・地域の活力創造プラン」には、若者たちが希望の持てる「強い農林水産業」、「美しく活力ある農山漁村」を創り上げることを掲げ、その結果を国民全体で実感できるものでなければならないとする基本理念が示され、それに伴い、農業の持続的発展の施策などについて定めた「食料・農業・農村基本法」に基づく「食料・農業・農村基本計画」の見直しが行われています。

今後示される「食料・農業・農村基本計画」の内容を踏まえ、上田市としての独自条例制定の必要性について検討する必要があると考えます。

2. 農業は、上田市の基幹産業の一つと位置づけ、上田市の食料自給率向上の工程表を明らかにするとともに、安全で安心な農作物の生産、そして農業経営を安定させる施策を講じていただきたい。

### 【農政課】

国の「農林水産業・地域の活力創造プラン」に示された基本的方向に基づき「食料・農

業・農村基本計画」の見直しが行われています。現在国は平成32年度までに食料自給率を50%にする目標を掲げ、農業経営の安定と国内生産力の確保を図り、食料自給率の向上と農業の多面的機能を維持することを目的に、経営所得安定対策を実施しています。

上田市の食料自給率は、農産物の生産量から試算すると、約35%程度となることから、向上するためには積極的な対応が必要だと考えます。こうした考え方に立ち、地域の集落との話し合いによって作成された「人・農地プラン」の実行と見直しを行う中で、安全・安心な農作物を確保する等のための農業環境の保全や、農地中間管理事業を活用した農地の集積を検討し、引き続き土地利用型農業の推進と、集落営農組織を通じた集団的な作付けによる良質な麦・大豆の生産を推奨し、地域に適した活動により、これら作物の作付けの拡大を図っています。従いまして、「人・農地プラン」の実行と見直しをすることで、食料自給率の向上に係る活動を明らかにしてまいります。

また、経営所得安定対策の活用による作物の作付け拡大や、県、JAなどとの連携を図り、第一次上田市総合計画後期基本計画に掲げた農業経営を安定させるための施策の着実な推進に努め、農業振興を図ってまいります。

3. 農業委員会制度の根幹である農業者による自主的管理の保障、公選制、必置義務、行政への建議等の法的裏付けを堅持するようにしてください。農業委員会の体制を強化し、必要な予算の確保、「建議書」を十分市の政策に反映していただきたい。

**【農業委員会事務局】**

農業委員会は、これまでも食料の生産基盤である農地の保全及び有効利用のみならず、環境の維持等多面的な機能の維持・確保に取り組んできております。農業委員会の公選制等の制度堅持等については、長野県農業会議や、全国農業会議所等を通じ国にも提案しているところであり、今後も農業委員会の体制強化に努めてまいります。

**【農政課】**

農業委員会が行う建議は、「区域内の農業及び農民に関する事項について」行われるものであり、農業者の公的代表機関である同委員会が行うことから、その内容について真摯に受け止め、十分検討し回答するとともに、施策へ反映するよう努めています。

4. 新規就農者への支援とともに、退職者も地域農業の担い手であり、その育成など必要な施策を講じていただきたい。また、国の制度でカバーできない「農家の跡継ぎ、45歳以上」の新規就農者へ対応していただきたい。

**【農政課】**

農業従事者の高齢化等により生産者が減少している状況の中で、農業後継者や担い手の育成は急務となっています。

そのため、他産業を退職された方が農業に参画していただくことは、農業生産の拡大や、農村環境の維持保全、遊休荒廃農地の解消を図るための農業従事者として期待される所です。それらを確保するため、国においては、一定要件を満たし新たに就農する者や就農に向けて研修する者に対して、直接支援する青年就農給付金制度を実施しています。

市といたしましても、他産業の退職者も新たな担い手として位置付け、農業に関心のある方に対して、初心者には県の就農支援策を活用するとともに、市やJA、農業委員会等で構成する上田市農業支援センターにおいて、農業経営に関する基礎的知識や農業機械の操作方法を習得していただけるような就農支援の講座の開催も実施しています。

更に、一定の経験をされた方には、JAや農業振興に取り組んでいる地域の営農活性化組合等と連携を図りながら、営農指導や営農相談等を通じて農業に参画しやすい環境づくりに取り組んでいるところでございます。

また、農業経営基盤強化促進法の改正により、昨年10月から市町村による新規就農者の認定制度（認定新規就農者制度）が開始されました。この制度は新規就農者が農業経営開始から5年後までの経営目標や達成までの施設整備、資金計画を自身が作成し、その計画について市が認定した場合、関係機関が連携し計画を達成するよう支援を行うもので、計画が認定されることにより国の制度資金である「青年等就農支援資金」を活用でき、営農開始時点の農地取得を含めた資金計画が容易となります。

5. 地産地消の推進と農家の支援につながる農産物の直売・加工施設の整備拡充をはかるなど6次産業化を推進すること。

**【農政課】**

6次産業化認定事業者に対する助成制度の多くは、当該事業者の総合化事業計画について、国の認定を得る必要があり、現在上田市においては3団体が認定されていますが、その認定を受けることが容易でないことから、中央サポートセンター及び都道府県サポートセンターから6次産業化プランナーが派遣され、計画作成の段階から支援を受けられる制度があります。こうした支援制度など、6次産業化に関する様々な情報提供を積極的に行ってまいります。

6. 遊休荒廃農地対策は、成功している解消対策を紹介するなど解消に努めていただきたい。

**【農政課】**

平成25年度の遊休荒廃農地は695haあり、その内再生可能な農地は300haです。農地は食料の安定供給に必要不可欠な資源であり、土砂流出防止や水源涵養などの多面的機能を持つことから、その機能を維持するためにも遊休荒廃農地の計画的な解消が必要です。

市では、遊休荒廃農地活性化対策事業補助制度や国の交付金制度を活用し、年間10haの遊休荒廃農地の再生を目標に再生事業の推進を行っています。その結果、各地域で取り組んだ優良事例が多数あり、県や県農業会議等が主催する「遊休農地再生・活用事例功績者」として活動が表彰されています。市といたしましては、引き続き上田市農業支援センター、農業委員会、営農組織、JA等関係機関と連携し、優良な取組事例についてホームページ等で紹介するなど、遊休農地の解消を図ってまいります。

7. 震災対策農業水利施設整備事業で、耐震性を確保出来ないため池については、地元への説明を丁寧に行い、耐震工事については、地元負担がないようにすること。

#### 【土地改良課】

ため池の耐震化については、東日本大震災によるため池の地震被害の教訓を受けて、自然災害からの被害を未然に防止するため、防災・減災対策の推進を図ることが求められており、平成25年度から震災対策農業水利施設整備事業を活用し、堤体の耐震調査を実施しています。

耐震調査は、ボーリング調査により採取した試料から、地震時における堤体の安定度の解析を行うもので、調査の対象としているため池は市内84箇所のため池の内、施設規模や決壊時に周辺に及ぼす影響等を考慮し優先度の高いため池から調査することとしており、平成25年度には、18箇所、本年度は、5箇所の調査を実施しているところです。

耐震調査を実施した18箇所のため池の調査結果については、昨年9月に各ため池管理者に報告しましたが、この内、11箇所の「耐震性が確保されていない」ため池の管理者には、昨年12月から個別に、更に詳細な調査結果と今後の対策方針等について説明させていただいています。

土地改良事業に伴う地元負担率は、上田市土地改良事業分担金徴収条例施行規則により定められていますが、ため池の多くは、下流域に、かんがい農地以外に、住宅や公共施設も存在していることから、防災・減災上においても重要な施設と考えております。このため、ため池の耐震化工事に伴う地元負担率については、ため池の果たす公共性等の多面的機能を考慮し、軽減について検討を行うとともに、耐震化工事は、多額の費用が想定されることから、対策工法についても十分な検討を行ってまいります。

8. 有害鳥獣対策について、小規模、大規模にかかわらず農家にとって、農業意欲をそぐ一つの原因が有害鳥獣被害です。引き続き、関係者とともに有害鳥獣対策を強化すること。

1) 捕獲隊の組織化を検討していただきたい。

**【森林整備課】**

長野県では、平成24年度に有害鳥獣による被害の更なる減少や捕獲者の負担の軽減などを目的とした「集落等捕獲隊支援事業」を創設しております。この事業は、農業者と狩猟者が連携した「集落捕獲隊」を組織し、わな免許取得者は、わなの設置・撤去等の作業や捕獲獣の処理など、また、免許を持たない集落内の農業者等は捕獲補助者となり、わなの設置・撤去、捕獲獣の処理、見回りなどの補助作業を行い、地域で一体となった捕獲を推進するもので、本市においても1地区で結成されており、わな免許の取得や保険への加入などの活動支援を行っております。今後も国・県の新たな支援策の施策に注視しながら「集落捕獲隊」結成に向けた取組を進めてまいります。

2) 捕獲報償金の増額と期間の検討をしていただきたい。

**【森林整備課】**

野生鳥獣の捕獲活動及び侵入防止柵の機能向上を通じ野生鳥獣による農林水産業の被害の軽減のため、平成25年度から平成27年までを事業期間とする「鳥獣被害防止緊急捕獲等対策事業推進交付金」が創設され、上田市においても同交付金を活用し平成25年度から報償金の上乘せ分として、ニホンジカ・イノシシ1頭につき5千円、ハクビシンが1千円、カワウ・アオサギが1羽2百円を計上して対応しています。

報償金の増額については、今後も引続き有害鳥獣駆除に御協力いただけるよう、従事者の負担軽減を図る施策を検討する中で、国・県の動向を注視しながら、県内他市町村の状況も勘案しながら総合的に検討してまいります。

また、報償金の支払い対象期間は、狩猟期間（11/15～2/15）を除いていますが、これは、一般狩猟者と有害鳥獣駆除従事者との調整の必要性やトラブルも懸念されるという意見など、課題も多いことから、対象期間の変更は難しい状況であると考えております。

なお、2/16～3/15までの1ヶ月間を、わな捕獲に限っての狩猟期間と定めていますが、わなは設置後、見回りが欠かせないため県外等からの入猟は想定されないことや、捕獲者のモチベーションを高め捕獲を進めるため、この期間については、有害鳥獣駆除で捕獲を実施し報償金の対象としています。

3) 防護柵などの設置補助金の引き上げを検討すること。

**【森林整備課】**

有害鳥獣被害防止施設設置補助金は、東信農業共済組合の補助金の対象とならない農地を対象に、耕作者が設置する電気柵や防護ネット等の資材について7万円を限度に10分の3以内を補助する制度です。平成25年度における補助事業の利用実績は、全市域で68件、延長は約12kmが設置されております。この制度を利用した防止柵の設置等は被害防止の有効な手段となっていることから、補助金額の限度額の引き上げについては、活用の状況を見極めながら検討してまいりたいと考えております。

#### 4) 捕獲した野生鳥獣の有効活用と処理施設を検討すること。

##### 【森林整備課】

有害鳥獣駆除により捕獲された鳥獣を地域資源と捉え、有効に活用し地域振興につなげる取組は、有害鳥獣の捕獲の推進や地域振興を図るうえで大変有効と考えておりますが、良好な捕獲個体の確保にむけた捕獲方法や搬送方法、解体施設の規模検討等解決しなければならない課題も多いため、直ちに活用できる状況には至っていない状況です。

このような中、国（厚生労働省）では「野生鳥獣肉の衛生管理に関する指針（ガイドライン）」を策定するなどジビエ活用に向けた環境づくりも進められております。

市におきましては、研修会や勉強会を通じ情報収集に努めておりますが、国などの動向も引き続き注視しながらジビエ活用について研究してまいりたいと考えております。

#### 9. 「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」に基づいて、引き続き公共建築物への木材利用を促進すること。

##### 【森林整備課、建築課】

現在建設が進む「第2中学校」「神科第1保育園」においても、使用可能な部分についての木質化に努めており、更にもその木材は地域産材も使用しています。

今後も市が計画する公共施設においては、可能な限り木材の利用に努め、林業の活性化と資源の有効利用に努めてまいります。

#### 10. 森林税の活用による育林、住宅への地元産材の利活用を積極的にすすめるために、県の補助事業に上乘せして市独自の支援を講じること。

##### 【森林整備課】

地域産材の利用促進を図るには、木材生産から流通、加工、販売に至る木材関連産業の中で、とりわけ木材生産事業者の活力を増進させ、木材の搬出を高める必要があると考えています。このため、現在、市では木材生産に係る搬出間伐や下刈・除伐などの造林事業に関して県の補助金に市独自の支援として更に1割の助成を講じることにより地域産材の搬出を促進しています。今後も、地域産材の利用促進を図るため、必要な施策を進めて

まいります。

11. 松くい虫防除対策は、現行通りとして被害木の利活用を図られたい。

**【森林整備課】**

松くい虫被害対策は、伐倒くん蒸などを行う駆除対策と地上散布や樹幹注入剤の接種を行う予防対策を柱として取り組んでおります。伐倒くん蒸処理では、真田・武石地域は全量伐倒駆除、上田・丸子地域は被害の最先端地域やマツタケ発生地など区域を特定し実施しており、このような継続した取組の中で松くい虫防除対策を実施しており、今後についても引き続き効果的な予防対策や駆除対策が図られるよう松くい虫防除対策を推進してまいります。

また、松くい虫被害材の利活用については、毎年実施している被害材のチップ化による有効利用を図るとともに、被害木の木質バイオマス燃料として活用するための実証について検討しております。今後についても、引き続き松くい虫被害木の利活用が図られるよう調査研究を行ってまいりたいと考えております。

12. 木質バイオマスの利用促進のため、普及が進んでいる薪ストーブへの補助を創設すること。

**【森林整備課】**

現在市では県の補助事業を活用し、ペレットストーブの導入に対し1台あたり10万円の補助を行っております。薪ストーブは、一般的な燃料として、カシ・クヌギなどの広葉樹が主なものですが、カラマツなどの針葉樹も燃料となる様々な製品のストーブが販売されており、普及により間伐材や林地残材の活用など木材の有効活用が図れ、CO<sub>2</sub>の排出を抑制するなど、ペレットストーブと同様の効果が見込めると考えております。現在、薪ストーブは県の補助対象外となっていますが、今後、薪ストーブの普及促進を図ってまいります。

13. 森林業再生のうえで、森林組合の果たしている役割を再認識するとともに林業者の育成をはかっていただきたい。

**【森林整備課】**

森林組合は森林所有者の協同組織であり、地域の森林整備の中心的な役割を担っていることから、造林、松くい虫防除、木質バイオマスを含めた木材利用など森林・林業の振興を図るうえでその果たす役割は重要であると認識しています。また、森林所有者の不在村化・高齢化等の進行により自ら施業や管理・経営を実施できる森林所有者が減少する中、森林組合は、地域の森林管理の主体として、路網の整備や必要な人材育成などについて果

たす役割は今後ますます大きくなるものと考えています。このため、現在、森林組合の体質強化に向けて、造林事業や高性能機械の導入等に対する助成を行うなど各種支援策を講じるとともに、森林・林業振興施策について森林組合とも連携しながら取り組んでいます。今後も森林組合と連携し、森林・林業の振興施策を推進してまいります。

#### 14. 農政部門の担当職員の増員を図ること。(塩田地区など)

##### 【人材開発課】

農業者人口の減少、有休荒廃地への対応、6次産業化の推進などへの対応を図るため、行政の役割を明確にしつつ、事務・事業量に応じた適正な職員配置に努めてまいります。

### 15 道路、公共交通対策について

1. 公共交通機関として上田電鉄(株)「別所線」の役割は重要です。利用者の増加対策、安全対策を講ずると共に、国に対して必要な措置を求めたい。

##### 【地域交通政策課】

市といたしましては、別所線の存続を支援するため、平成16年に別所線の安全対策を中心とした公的支援を決定するとともに、別所線の運行に関する協定を締結し、国及び県と協調を図りながら、安全対策のための設備投資を中心とした支援を実施してまいりました。平成25年3月に、平成25年度から平成27年度までの3年間の運行協定を上田電鉄(株)と締結し、安全で継続的な運行維持を念頭に、支援を継続しております。

直接的な支援を行う一方で、別所線電車存続期成同盟会や別所線再生支援協議会の参画団体の皆様を中心となり、「乗って残そう」をキーワードとした様々な利用促進策が実施されております。今後も、関係団体の皆様とともに、輸送人員の増加に向けて積極的に取り組んでまいります。経営状況の厳しい地方鉄道の存続には、国及び県との協調が不可欠であり、引き続き国、県に対して地方鉄道の財政支援強化について要望してまいります。

2. 平成25年10月からスタートした「上田市運賃低減バス実証運行」(バス停やルートを含む)は、発想を転換した画期的な社会実験です。については、改善を加えながら目標の利用者増(1.5倍)を達成するために様々な努力をすること。

##### 【地域交通政策課】

将来にわたり持続可能な地域公共交通の確保・維持のため、平成25年10月1日から市内17路線における運賃低減バスの実証運行を開始し、3年間で1.5倍の輸送人員の増加を目標に利用促進を図っているところであります。

実証運行の開始に伴い、新たな路線として東塩田線と御屋敷公園線を新設し、地域の交通空白地域の解消に努めるとともに、鹿教湯線、青木線における最終便の増便、西丸子線、豊殿線等における通勤・通学ダイヤに配慮したダイヤの増便や県道川西線、傍陽線等におけるバス停の増設等を行い、利便性の向上を図ってきております。

市といたしましては、まずは多くの皆様に乗っていただくことが、今後改善を検討するうえでも大切なことと考えており、定期的な乗降調査やアンケート調査を通じて利用状況を検証するとともに、引き続き機会を捉えて地域の皆様の御意見もお聞きしながら、利用者のニーズの把握に努めるなど、バス事業者とも連携しながら、安心して暮らせるまちづくりに不可欠な公共交通ネットワークの維持確保に向け取り組んでまいります。

### 3. 交通弱者対策として、公共交通の空白地域をなくす対策を講じていただきたい。

#### 【地域交通政策課】

高齢化の進展とともに、自ら車を運転できない移動制約者の増加が見込まれ、公共交通の必要性が高まっております。

市といたしましては、平成20年に策定した上田市公共交通活性化プランに基づき、交通空白地域の解消と少子高齢化社会に対応した効率的、効果的な交通システムの構築を目指して取り組んできており、これまでも上田市街地循環バスやオレンジバス、丸子地域循環バスにおける運行ルートの見直し、武石デマンド交通におけるフリーエリアの拡大、更には運賃低減バスの実証運行開始に伴い、新たな路線として東塩田線と御屋敷公園線を新設し、地域における交通空白地域の解消に努めているところであります。

引き続き機会を捉えて、地域の皆様の御意見をお聞きしながら、利用者のニーズの把握に努めるとともに、持続可能な地域公共交通の確保・維持に向けて取り組んでまいります。

### 4. 上田・篠ノ井新国道や上田バイパス第二期工区、都市計画街路の建設を急ぎ、市内の交通渋滞の解消に努めていただきたい。

#### 【地域交通政策課】

国道18号上田篠ノ井バイパスについては、上田市上塩尻から長野市篠ノ井塩崎までの延長約27.5kmの内、上田坂城バイパスなど暫定2車線区間を含め約11.1kmが既に供用しております。この区間内の坂城更埴バイパスでは、坂城町南条から坂城町上五明と千曲市稻荷山から長野市篠ノ井塩崎までを合わせた2区間合計約6.4kmが事業中と

なっており、残された約10.0kmが未整備区間となっております。本路線は、交通渋滞の解消や交通安全確保はもとより、観光、産業、福祉、地域の経済活動や交流の活性化への波及効果が期待されるほか、災害などの有事の際には、避難車両、緊急車両、支援物資輸送などの役割を果たす極めて重要な社会基盤でありまして、早期の効果発現を図る必要があると考えております。

これまでも当市では、新国道上田篠ノ井間建設促進期成同盟会の一員として国土交通省に対して要望を続けてきたところでありますが、今後も国道18号上田篠ノ井バイパス全線の早期供用について要望活動を実施してまいります。

また、国道18号上田バイパスについては、唯一の未供用区間でありまして第二期工区先線（上田市立第一中学校から東御市本海野までの延長4.1km）が平成21年4月に事業化されています。現在は、関係者の皆様方の御協力をいただきながら事業が進められており、上田市内分の設計協議については全線において完了しておりまして、用地買収についても平成23年度から国分地籍側より着手し、現在、蒼久保・芳田地区において用地買収を進めており、事業の進捗が図られております。

市としましては、昨年11月に「国道18号上田バイパス第二期工区建設促進期成同盟会」として国土交通省や財務省、国会議員への要望活動を行っております。今後も引き続き、上田バイパス第二期工区と上田篠ノ井バイパスの一日も早い全線開通のため、十分な予算確保が図られるよう事業主体であります国土交通省に対し強く要望してまいります。

#### 【都市計画課】

都市計画道路については、41路線、約119キロメートルを都市計画に定め、平成26年3月末現在の整備率は32.9%となっております。現在、街路事業として2路線を長野県の施行により実施しておりますが、市としましても早期完成に向け、国・県等へ予算確保等の要望活動等を行い、事業促進を図っているところです。

今後は、上田市域の交通体系を検証しながら都市計画道路の見直しを行い、必要性の高い路線から順次整備を進め、市内の交通渋滞の解消に努めてまいります。

## 5. 2月の大雪災害を検証して、必要な対策をとること。

#### 【危機管理防災課】

昨年2月の大雪災害においては、市内中心部において積雪量が76センチメートルを記録するなど、「100年に一度」といわれる観測史上稀に見る大雪となり、交通網の混乱、住宅や農業用施設等に多数の被害が発生するなど市民生活に大きな影響を及ぼしました。

市としましては、この大雪災害における職員の初動対応や情報の受発信、除雪態勢等において浮き彫りとなった課題を検証し、今後の災害対応に生かすために庁内に「上田市災害検証チーム」を立ち上げ、各課題に対して庁内関係課所により構成するワーキンググループでの討議を経ながら、災害検証チームによる検証報告書を昨年12月に取りまとめた

ところであります。

今後におきましては、検証内容に沿って各課題に対して着実に対策を講じることで、これからの積雪時の対応や梅雨期、台風期における災害対応に万全を期してまいりたいと考えております。

**【土木課】**

昨年2月の記録的大雪による経験や教訓を今後に活かし、降雪時の迅速な初動対応や除雪対策が図れるよう昨年12月、積雪量による除雪体制等を示した「上田市除雪方針」を策定しました。

除雪路線は今年度も見直しを行い、昨年度より指定路線数は13路線、総延長は4.8km 延長し今年度は市全体で指定路線303路線319.9kmを実施しています。又凍結防止剤散布路線は、昨年度より指定路線数は8路線、総延長は6.3km 延長し今年度は市全体で指定路線126路線185.3kmを実施しています。除雪や凍結防止剤散布路線は主に幹線道路を実施しておりますが、除雪を請け負う建設業者や除雪機械が不足し、オペレーターの高齢化で担い手が確保できないなど、市の除雪体制にも限界があり厳しい状況ではありますが、今後も市保有の除雪機械を増やす等の努力をし対応してまいります。

## 6. 交通事故防止対策について

- 1) 歩行者の目線で危険箇所を調査し歩道の設置など安全対策を講じていただきたい。

**【土木課】**

国・県道を含めた幹線道路及び補助幹線道路の歩道施設等の安全対策については、交通量や歩行者及び地区の状況を調査し、必要箇所から安全対策を進めております。今後も引き続き関係機関と協議しながら歩道の連続性を踏まえ必要に応じた計画を策定して、歩行者の安全確保に向け事業を行ってまいります。

- 2) 信号機の増設や歩行時間の延長や反射材の支給など、障がい者、高齢者など交通弱者対策を進めていただきたい。

**【生活環境課】**

信号機等の交通安全施設の設置権限は、長野県公安委員会にあり、御要望については、管轄の警察署において調査検討され、その後、公安委員会に上申されます。公安委員会では、県下各警察署から上申されてくる設置要望について検討を行い、優先順位の高い場所から設置しているとのことであります。これまでも、地元の皆様からの信号機の設置や歩行時間の延長等の御要望については、上田警察署にお伝えしております。

また、夜光反射材については、高齢歩行者等の交通事故防止対策に極めて有効なもの

認識しており、市で委嘱している交通指導員が中心となり、スーパーや温泉施設等高齢者が集まる施設での配布や、夜光反射材の着用を呼びかける活動を行っております。併せて、市では高齢者を対象に、交通安全意識の向上を目的とした交通安全教室や講話といった活動を、年間を通じて開催しております。今後も関係機関と連携しながら、交通弱者対策を進めてまいります。

- 3) 平成24年度に国による「小学校通学路の緊急合同点検」が実施されました。市においては、公表されている平成26年1月現在の状況にもとづいて、関係方面と協力して計画的に改良すること。

**【土木課、教育総務課】**

通学路の安全確保を図る目的で平成24年度に小学校・教育委員会・警察署・道路管理者で緊急合同点検を実施し、その結果の対策箇所についてそれぞれの関係機関で順次対応をしております。今後は関係機関からなる協議会を設置するとともに通学路交通安全プログラムを作成し、関係機関と連携を密にして、通学路の安全確保に継続して努めてまいります。

7. 市道丸子小牧線の丸子側出入り口の交差点改良を引き続き推進すること。

**【土木課、丸子建設課】**

上田建設事務所では現状の交通状況に即して、東郷橋⇄小牧橋方向を主交通とした交差点改良を計画し、地元の合意を得て昨年度から用地取得と一部工事に着手しています。市としましても、上田建設事務所とともに本交差点改良が早期に完成できるよう努めてまいります。

8. 平井寺トンネルと三才山トンネル早期無料化を県に強く働きかけていただきたい。それにともなう交通量増加から住民の安心・安全対策として鈴子バイパス建設を促進していただきたい。

**【地域交通政策課、管理課】**

平井寺及び三才山トンネル有料道路は、生活道路として通勤、通学、通院などに多くの市民が利用していることから、これまでも早期無料化の実現を機会あるごとに長野県に要望してまいりました。特に、平成24年10月には、松本市長と共に、両トンネルの早期無料化について長野県知事に要望いたしました。また、平成25年1月には、県議会議員、市議会正副議長、環境建設委員会正副委員長、会派代表者をはじめ、鹿教湯地域の旅館組

合・観光協会、商工会、病院関係者、自治会代表者による要望活動、更に平成25年3月には、上田と松本の両商工会議所による要望活動など、官民一体となって早期無料化を強く訴えてきたところであります。

平井寺トンネルについては、年間120万台が利用し、市民の利便性の確保と市域の一体感の醸成を図るうえで大変重要な路線であることから、平成21年5月から、市独自の施策として3割引の平井寺トンネル有料道路市民割引回数券を販売し、市民の皆様の負担軽減を図ってきたところであります。

また、県から提案のありました、午前6時から9時と午後5時から8時までの朝夕の通勤・通学時間帯に、県と市町村が連携し、既存する有料道路2割引回数券を活用し、県が2割、市町村が1割を連携して負担することにより、合計5割引の時間帯割引を実施する、有料道路の負担軽減策は、本来県の全額負担により行われるべきものとの基本認識に立ちながらも、県の提案は、利用者にとりましては有益な施策と考えられ、生活道路として通勤・通学・通院などに利用されている市民の皆様の負担軽減を最優先に考え、平井寺トンネルは平成26年4月から、三才山トンネルと新和田トンネルは平成26年8月から実施しております。

北陸新幹線の金沢延伸や地域間交流の促進を見据え、上田市が安定した地域力により、「成長・発展期」の更なる充実を目指すうえで、両トンネルの早期無料化は大きな要素であり、重要課題であると認識しており、引き続き早期無料化を働きかけてまいります。

#### 【土木課】

主要地方道別所丸子線「鈴子バイパス」は、石神地区から二ツ木峠まで約3.4km間が計画されており、上田建設事務所では、平成11年頃に主要地方道上田丸子線から二ツ木峠まで、測量・調査した経過がありますが、事業化には至りませんでした。

しかしながら、従来から関係者と共に長野県へ事業化要望を行っており、平成25年度には、上田建設事務所本バイパスに関する道路予備設計業務を委託して頂きました。今後も、引き続き事業化を要望していきたいと考えています。

なお、現在、柳沢地区で「柳沢バイパス」約1.1kmが事業中であり、上田市としても上田建設事務所に協力し、この事業の早期完成を進めたいと考えています。

9. 国道143号・144号・国道254号の拡幅、改良やバイパス建設を促進していただきたい。

#### 【土木課、丸子建設課】

国道143号は、青木村方面と連絡する道路であるとともに、川西地区を結ぶ主要幹線道路であり、通勤通学等の重要路線であります。この路線の岡、浦野地域は、近隣に浦里保育園、浦里小学校があり通学路に指定されていますが、歩道が未整備で危険な状況であったため、現在歩道整備を進めております。

国道144号は、群馬県西部方面と連絡する産業・観光路線であるとともに、上田・真田間を結ぶ主要幹線道路であり、通勤通学や物流・観光の重要路線であります。以前から、住吉北交差点から真田地域下原までの2,290mを上野バイパスとして実施しており、住吉北交差点から上野交差点までの590mを第1期工区として、平成20年度に完成いたしました。現在、上野交差点から伊勢山交差点まで1,000m間を第2期工区として事業を進めております。

また、国道254号は上田地域と松本方面を結び、更に北関東方面と中京・関西方面を連絡する物流の重要路線であります。このため、大型車交通が非常に多い本路線は、集落内を通過し、幅員狭小・急カーブなど危険箇所もあるため、早急な対策が必要であります。

現在までカーブ改良工事を促進するとともに、地元住民組織が中心となり、沿線集落の騒音、振動、事故等の交通課題に対応するバイパス整備を要望してまいりまして、荻窪・和子・平井茂沢の3地区で集落を迂回するバイパスが事業化されました。

## 10. 冬でも曇らない、凍結しないカーブミラーを計画的に更新すること。

### 【土木課】

冬でも曇らない、凍結しないカーブミラーについては、標高の高い地域を中心に日頃のパトロールや危険箇所及び自治会要望に基づき更新しています。引続き、標高の高い地域を中心に更新してまいります。

## 16 公共工事について

1. 建設業は、公共インフラの整備、修繕に必要な存在と同時に、災害時の対応など含め不可欠な産業です。衰退する地域の建設業育成のため、入札制度を改善すること。

### 【契約検査課】

平成23年12月の入札制度の改正で、予定価格130万円を超える建設工事の発注については地域要件を撤廃した一般競争入札を原則として実施することとし、市内業者であれば市内のどの地域の工事でも入札することができるよう受注機会の拡大を図ったところです。また、入札にあたっては最低制限価格制度を導入し、行き過ぎた低価格競争を防ぐとともに、適正価格による受注が行われ、業者が健全な経営ができるよう配慮しているところであります。更に、制度導入後も落札率の状況を踏まえ、最低制限価格の引き上げを行ってまいりました。

今後も公平、公正な入札制度であることはもちろん、建設業者の皆様の育成にも十分配慮した入札制度となるよう努めてまいりたいと考えております。

2. 小規模工事・修繕登録制度の趣旨を生かし、小規模事業者への直接事業発注を充実すること。

**【契約検査課】**

平成13年から開始した本制度については、全庁的に定着してきておりますが、今後も施設管理の部局を中心に、より一層活用するよう周知してまいりたいと考えております。

また、登録されている事業者の皆様におかれても、近くの学校、公民館などの公共施設を対象に営業活動をするなどの取組が受注確保につながることもあることから、制度の仕組みを十分理解していただき、積極的な事業活動をお願いしてまいりたいと考えております。

## 17 住宅対策について

1. 良質で低家賃の市営住宅を提供するため建て替えを計画的に実施すること。

**【住宅課】**

社会経済情勢や財政状況等を勘案しながら、建替えや維持管理、用途廃止といった上田市住生活基本計画（上田市住宅マスタープラン）及び上田市市営住宅等ストック総合活用計画において定められた団地別活用手法に沿って、適正な市営住宅の整備を計画的に進めてまいりたいと考えております。

2. 市営住宅の営繕費の大幅増額と、浴槽設置を計画的に増やしていただきたい。

**【住宅課】**

住宅の老朽化が進む状況下で、市営住宅の営繕費については、年間の修繕見込額を毎年度確保しているところでありますが、今後も引き続き、居住環境の向上に必要な営繕費の確保に努めてまいります。

また、浴槽設置については、建設から長期間が経過している住宅もあることから、設置に伴う家賃の値上がり及び自己負担による浴槽設置済入居者との公平性の確保、建物の老朽化による耐久性の有無、今後の市営住宅における団地別活用計画等の様々な要素を踏まえながら、慎重に検討してまいりたいと考えております。

## 18 上下水道事業について

1. 経営努力によって料金を据え置いています、引きつづき利用者の負担増にならないよう努力すること。

### 【経営管理課】

水道料金、下水道使用料及び農業集落排水施設使用料（以下「水道料金等」という。）は、消費税率及び地方消費税率の改定に伴う水道料金等への転嫁による改定を除き、平成28年度まで据え置くことに決定しています。引き続き、公共性と経済性を両立させた経営の確立・持続を実現し、健全な事業運営に努めてまいります。

2. 市水道と県営水道の料金の差額を市が負担しています。県に対して、県営水道料金を引き下げるよう要請していただきたい。

### 【経営管理課】

水道料金は、一般的に「公正妥当であり、能率的な経営・適正な原価を基礎に健全な運営を確保できるものではなくてはならない」という地方公営企業法の定めに基づいて、水道料金審議会等（学識経験者、市議会議員、一般市民などで構成）で審議・答申を行い、その後、議会の議決を経て条例で定められます。

また、水道料金は、料金算定期間内の事業運営に必要な資金を確保するため、能率的な経営の下における営業費用に、水道事業の健全な運営を確保するために必要とされる資本費用を加えて算定されます。長野県営水道料金についても、このような経過を経て、県議会での議決により条例で定められていますので、その金額を尊重する立場にあると考えております。

3. 水源地域の保全のため森林取得を規制し、地下水保護のルール化を検討していただきたい。

### 【上水道課】

国において平成26年7月に「水循環基本法」が、また県では平成25年3月に森林税を利用した水源林公有化への支援や土地取引に伴う事前届出制度など水資源保全に関する「長野県豊かな水資源の保全に関する条例」が制定されております。

市としましては国、県の動向を踏まえ地下水保護のルール化について関係課と協議してまいります。

## 19 子育て支援について

1. 子ども・子育て支援新制度のスタートにあたり、保護者の負担が増えな

いようにすること。

**【保育課】**

子ども・子育て支援新制度施行に伴う保育料等の保護者負担については、国から基準が示されており、その範囲内で、現行の負担額と極力、差が出ないように調整してまいります。

## 2. 保育所の充実について

- 1) 保育所の統廃合については、保護者をはじめ地元や関係者の意見を十分聞き、慎重に対応すること。

**【保育課】**

保育園等の統廃合の実施にあたっては、地元関係者や保護者等の御理解及び御協力が前提となりますので、具体的な事業を計画する際には関係する皆様と十分に協議してまいります。

- 2) 3歳児に対して、独自に加配ができるようにすること。

**【保育課】**

子どもの健やかな育ちを保障し、きめ細やかな保育を実施するために、適正な配置基準を検討していくことは重要と考えております。3歳児に対する上田市独自の保育士の加配については、今後の各園の入所児童数を勘案しながら、保育園等の統廃合と併せて検討を進めてまいります。

- 3) 無認可保育所への補助は、国・県の補助事業を活用し充実すること。

**【保育課】**

認可外保育施設に対しましては、入所している児童の処遇向上を図るため、県の補助金を活用しながら補助事業を実施しています。今後の支援拡大については、県の動向を注視し、検討してまいります。

- 4) 国・県に対して、保育士の配置基準を「2歳児4：1」「3歳児10：1」「4～5歳児20：1」の配置に引き上げるよう要望すること。

**【保育課】**

現在、保育士の配置については、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準に基づき配

置を行っていますが、1歳児については、上田市独自に国基準に上乘せした配置を行っております。配置基準の引き上げについては、これまでも県の関係会議などにおいて要望しておりますが、今後も県内各市町村や長野県保育園連盟、上田市保育連盟等と連携し、国及び県に対して要望してまいります。

5) 保育所の職員配置は正規職員の採用を増やしていただきたい。

**【保育課】**

上田市定員適正化計画において、定員数の削減目標を掲げておりますことから、正規職員の増員は難しい状況にあります。現在の正規保育士数を維持しながら、公立保育園等の統廃合を進める中で必要な保育士数を確保し、子育て支援の充実や保育の質の向上が図られるよう、引き続き努力してまいります。

6) 第2子以降の保育料の軽減は同時入所でなくても実施していただきたい。

**【保育課】**

同時入所以外の第2子以降の保育料の軽減については、後年への財政負担の影響などの課題も大きいことから、慎重な対応が必要と考えます。今後、子ども・子育て支援の新制度における「子ども・子育て支援事業計画」を策定する中で検討してまいります。

3. 発達障害者支援法では、これまで制度の谷間におかれていて、必要な支援が届きにくい状態となっていた「発達障害」を「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能障害であってその症状が通常低年齢において発現するもの」と定義し、支援の対象となりました。

その対策について

1) 集団生活で「気になる子」の実態を把握、指導できるよう月一回程度継続して巡回指導を、どの保育園でも実施できるようにすること。

**【保育課】**

保育園における「気になる子」の巡回指導については、保育課に配置している発達支援担当保育士が各園を随時巡回して指導するとともに、25年度からは言語聴覚士を採用し、障がい児巡回指導事業を全園で実施しております。県の巡回指導事業も活用し、巡回

指導の充実に努めてまいります。

- 2) 5歳児健診の最大の目的は、「保護者が発達障害に気づく」ことにあります。この気づきから、こどもへの適切な対応や就学に向けての準備へとつながります。したがって、市の健診として軽度発達障害の早期発見、対応が出来るよう「5歳児健診」を行っていただきたい。

**【健康推進課】**

市では、1歳6か月健診、2歳児歯科健診、3歳児健診等に、発達に関する項目を実施しており、現在、発達障がい早期発見のための自閉症チェックリスト（m-c-h-a-t）の導入にむけて準備を進めています。また、平成27年度から、乳幼児健診で発達面での経過観察の必要な親子を対象に乳幼児健診フォローアップ教室の実施を計画しております。この教室は、集団の中でその子の発達の特徴や課題について保護者と「気づき」を共有し、育児環境を整えることや、必要に応じて専門職種の個別相談や発達相談センターの支援事業、保育園発達相談事業等、次の支援に結び付けることを目的としております。

厚生労働省の「発達障害に関する研究成果」によりますと、保育所における発達障がい児に対する適切な対応が鍵であるとされておりますが、一方で「5歳児健診」については、スクリーニングの方法や介入方法が明らかでない等の指摘もあることから、既存の乳幼児健診、フォローアップ教室を充実させるとともに、関係機関との連携を図りながら、3歳児以降の有効かつ効果的な支援体制についても検討してまいります。

また、乳幼児期から学齢期へとつながりのある支援を実施していくため、発達支援連携会議を定期的に学校教育課、教育相談所、保育園、発達相談センター、子育て・子育て支援課、福祉課、健康推進課等の構成メンバーで実施しております。平成26年下半年から、この会議で協議し作成した成長発達の記録「育ちの記録」が、母子健康手帳交付時に配布されるようになりました。この「育ちの記録」には、乳幼児期から学齢期までの支援をつなげるための記録であると同時に、成長発達について「保護者の気づき」を促す内容も盛り込まれております。

今後も、関係機関、関係部署の連携のもとに、いろいろな立場からの要請や実状をお聞きしながら、発達障がい早期発見・支援にむけ、支援体制を整えてまいります。

#### 4. 学童保育所の充実について

- 1) 学童保育所施設については、安全対策を考慮しながら市の施策として、できるだけ学校の敷地内につくり、同時に施設の改修する

こと。

**【学校教育課】**

今後学童保育所の施設整備を実施する場合は、学校の敷地に余裕があり、学童保育所施設の整備が可能な場合は、学校の敷地内に整備することを考慮して対応していきたいと考えています。また、施設の改修については、老朽化または狭隘化が進んでいる施設もあることから、日常的に修繕を行いつつ計画的に整備してまいりたいと考えています。

2) 指導員の労働条件を改善すること。

**【学校教育課】**

指導員賃金については、指定管理制度の導入に合わせて充実を図り、その後も人事院勧告の動静に準じて見直しをしてまいりました。また、パート・アルバイトの賃金については、市の非常勤職員賃金単価表に基づいております。今後も人事院勧告または市の非常勤職員賃金単価表改定の動静を注視し、見直された場合には、その都度単価の改定を検討してまいりたいと考えております。

5. インフルエンザ予防接種の保護者負担を軽減すること。

**【健康推進課】**

予防接種法及び政令において規定された定期接種には、A類疾病として、社会でのまん延を防ぐための集団予防に重点が置かれ、対象者には接種の努力義務のあるジフテリアや結核など12種類の疾病と、B類疾病として、死に至る重篤化が懸念されるため個人予防に重点が置かれ、対象者には接種の努力義務のない季節性インフルエンザ及び肺炎球菌感染症の2種類の疾病があります。これら定期接種の実施主体は市町村であり、一部に実費の自己負担があるものの主に公費により実施され、その多くは地方交付税によって賄われております。

一方、定期接種に規定されないその他の疾病の予防接種は任意接種とされ、個人の意思と個人の負担により接種が行われていますが、小児における季節性インフルエンザについても、定期接種の疾病に規定されていない任意接種に含まれております。季節性インフルエンザのワクチン接種の効果について、厚生科学研究班の報告によると、高齢者に対する接種は約45%の発病を阻止し、約80%の死亡を阻止する効果があったとされておりますが、小児に対する接種では発病阻止効果は30%前後とされています。

また、季節性インフルエンザの特徴として、ウイルスが変異するため毎年異なる抗原性のワクチンを接種しなければならず終生の免疫獲得は望めないこと、ウイルス株の選択によっては抗原性のずれたワクチンを接種しても効果がないこと、現行ワクチンの感染防御効果や発症阻止効果は完全ではなくワクチン接種を受けてもインフルエンザに罹患する

場合があること、更に、高齢者のワクチン接種が1回で効果があることに対して13歳未満の小児の場合は2回のワクチン接種が必要とされていることなどから、国においては、現在のところ、小児に対する季節性インフルエンザワクチンの接種を定期接種に組み入れていないと考えられます。

これらのことを踏まえ、小児に対する季節性インフルエンザの予防接種に係る市独自の施策等については、今後も国の動向も注視しながら研究してまいります。

## 20 教育行政について

1. 浦里小学校の火災後の校舎等の再整備については、地元の意見を尊重して進めること。なお、統廃合についても、学校と地元の要望を十分尊重すること。

### 【教育総務課】

火災後の浦里小学校の再整備については、子どもたちが一日も早く以前と変わらない学校生活を送れるように、焼失を免れた南校舎の改修、特別教室棟や給食受入室の整備等を行いました。今後、子どもたちが学校生活を続けるうえで更に必要があれば、学校や学校運営協議会や地域の皆様の御意見を聞きながら、進めてまいりたいと考えております。

また、統廃合の検討と校舎焼失等の火災に対する対応は、別の課題としてとらえており、同様に学校や地域の皆様と十分に協議して進めてまいります。

2. 憲法と子ども権利条約を生かして、いじめも体罰もない学校運営に努力すること。

### 【学校教育課】

学校では、児童生徒の人権に十分配慮し、一人一人を大切にされた教育が行われなければならないと考えます。校長のリーダーシップのもと全教職員が協力し、学校全体の問題として取り組み、いじめや体罰が行われない学校運営に努めてまいります。

3. 東日本大震災の教訓を生かした学校づくりについて

- 1) 小中学校施設の耐震化を早期に終了すること。

### 【教育総務課】

現在進めている東塩田小学校、川西小学校、本原小学校、第二中学校、第三中学校、第四中学校の改築改修事業が平成28年度に終了予定です。また、平成27年度でガラス・

照明器具・天井板の落下防止を主な内容とする屋内運動場の非構造部材耐震化工事が終了し、すべての学校施設の耐震化が完了します。

2) すべての小中学校施設に防災機能を整備すること。

**【教育総務課】**

学校施設における必要な防災機能については、関係部局と協議し、必要に応じ改修時に合わせて整備を進めてまいります。

3) 下校基準の見直し、避難訓練の工夫、災害に関する郷土史の学習など防災教育を見直すこと。

**【学校教育課】**

災害時等の下校基準については、各学校の通学区域や設置場所などが異なるため、それぞれの状況に応じた学校ごとの判断が重要になると考えられます。

市内の小中学校では、火災や地震、不審者を想定した防犯訓練等を実施しており、訓練の事前と事後には、被災した際の初期対応・避難方法などを指導するとともに、実際の行動を通しての学習を行っております。

今後も、防災教育の見直しを図り、様々な災害を想定した避難訓練を行ってまいります。

4) 研修等により、教職員の危機管理体制を強化すること。

**【学校教育課】**

市内の小中学校では、学校ごとの「学校防災計画」や「学校危機管理マニュアル」などに従い、災害時等の対策を図っております。今後も、学校ごとに役割分担の見直しや円滑な連携機能の充実など、危機管理体制の強化に努めてまいります。

4. 「子どもの最善の利益の立場から多様な選択への公的支援、親の会やフリースクールへの支援をすすめること。

**【学校教育課】**

児童生徒が不登校になる要因やきっかけは様々であり、悩みを抱える子どもたち個々に応じた適切な対応が大切です。

上田市におきましても、教育相談所を中心に、家庭、学校、中間教室、心の教室相談員、関係機関等との連携を密にとりながら、個々のケースに応じたきめ細かな対応を行っております。また、親の会や不登校の児童生徒の支援をしている民間団体があり、子どもたちの居場所や相談相手となっていることは認識しております。今後もそれぞれの立場での活

動を尊重しながら、市教委としては、学校を中心とした公的な機関として果たすべき役割の充実を図ってまいります。

5. 教職員が児童・生徒に向き合う時間を確保するため、「多忙さ」の実態調査と軽減対策を実施すること。

**【学校教育課】**

上田市の教職員の一人あたりの時間外・休日勤務平均時間については、平成26年度に長野県教育委員会により調査が実施されております。その結果をみましても、学校現場の教職員は、非常に長い勤務時間となっているという実態であります。

教育委員会としましては、教職員が児童・生徒と向き合う時間を確保することの必要性については認識をしているところであり、今後も引き続き、会議の回数や時間の短縮を図ったり、提出書類の簡易化などの取組をし、課題解消に向けて取り組んでまいります。

6. 特別支援教育支援員の充実をはかること。

**【学校教育課】**

市内の小中学校でも、発達障がいのある児童生徒が年々増えている状況や身体に障がいのある児童生徒の生活補助など、学校でもその対応に特別支援教育支援員が大きな役割を果たしております。

特別支援教育支援員の配置については、各校の支援を必要とする児童生徒の実態を考慮し、適正な人数や時間配分となるよう予算の範囲内で最大限努力をしております。

7. すべての外国籍児童生徒が必要な教育を受けられるような条件整備すること。

**【学校教育課】**

東小と南小の集中日本語教室「虹のかけはし」において、外国籍児童生徒に基礎的な日本語や日本の生活習慣を指導するとともに、外国籍児童生徒数の多い小学校4校、中学校2校に設置している日本語指導教室において、日本語や学習の支援を行っています。

また、バイリンガルの日本語指導員を学校に派遣して学習や生活面での支援を行うとともに、学校教育課の外国籍児童生徒支援専門員が学校訪問をし、保護者との通訳や家庭への連絡文書の翻訳などの支援を行っています。

8. 就学援助制度の周知徹底と学用品の再利用など保護者負担の軽減に一層つとめること。

**【学校教育課】**

就学援助制度の周知については、毎年度4月に学校を通じてすべての保護者にチラシを配布するとともに「広報うえだ」や上田市のホームページに掲載して周知を図っております。各学校では子どもたちの服装や様子の変化、学校徴収金の納付状況などに注視し、困っていると思われる家庭においては相談を受け、学校長と民生児童委員の意見を聴きながら、必要があると認められる場合には、中途であっても支援を行っており、今後も引き続き、経済的な理由により子どもたちが就学困難とならないよう対応してまいりたいと考えております。

また、保護者負担の軽減を図るため、「学用品は市販のものや兄弟のものも利用できることの保護者への周知」、「学用品の購入や修学旅行の業者選定は複数業者から見積もりをとり市場価格と比較しての厳選」、「共同利用の検討・実施」、「制服や学用品等のリサイクルへの取組」についても各校に依頼し、取り組んでいただいております。今後も、取組を推進し、保護者負担の軽減に努めてまいります。

9. 依田窪南部中学校にエコールが導入できるようにすること。

**【上田図書館、学校教育課】**

学校用図書については、学校の実情に応じて計画的に整備を進めております。また、小中学校図書館整備基金の運用等により充実を図るとともに、図書館情報ネットワーク（エコール）を活用して児童生徒のニーズへの対応に努めているところであり、今後も引き続き図書の整備充実に向けて努めてまいります。

依田窪南部中学校のエコール導入については、上田市長和町中学校組合及び長和町、上田地域広域連合と引続き協議を進めてまいります。

10. 県調査による平成25年度の学校納入金は、一人あたり小学で79,892円（前年度80,758円）、中学校で125,361円（前年度126,733円）となっています。一層、父母負担軽減に努めること。（数字は、長野県教育委員会による平成25年度学校納入金等調査）

**【学校教育課】**

学校徴収金については、その徴収目的や金額の根拠等を明確にするよう各学校にお願いしております。また、保護者負担の軽減を図るため、「学用品は市販のものや兄弟のものも利用できることの保護者への周知」、「学用品の購入や修学旅行の業者選定は複数業者から見積もりをとり市場価格と比較しての厳選」、「共同利用の検討・実施」、「制服や学用品等のリサイクルへの取組」についても各校に依頼し、取り組んでいただいております。今後も、この取組を推進し、保護者負担の軽減に努めてまいります。

11. 地産地消を積極的に推進するためにも「学校給食のあり方について」の答申書（平成 23 年 6 月 7 日）を具体化すること。さらに、自校給食の継続を図ると共に、施設の充実をはかること。

**【教育総務課】**

答申を受け、今後の学校給食運営のあり方について様々な側面から検討を重ねているところです。地産地消については、地場産物の活用として、現在米は 100%地元産物を利用しています。野菜についても引き続き地元農産物を利用するように努めてまいります。

12. 学校給食の食材のチェック項目に「放射線量」を追加し、安全・安心を徹底すること。

**【教育総務課、学校教育課】**

学校給食を担う給食センター及び自校給食校では、食材規格表を作成し、食材の安全確認をしておりますが、放射性物質の影響に関しては、農林水産省及び厚生労働省の情報や長野県の検査結果を確認しながら、納入業者と連絡をとりあい産地を確認して食材を購入しております。また、県が実施しているゲルマニウム半導体検出器による検査を活用し、安全・安心な給食の提供に努めております。

13. 学校給食費については、子育て支援の一環で全国の市町村では無料化に踏み切っている自治体もあります。上田市においても検討すること。  
(例：兵庫県の相生市など)

**【教育総務課、学校教育課】**

学校給食法では、給食センターなどの施設や設備の維持管理費と運営に伴う調理などの人件費は自治体負担、それ以外の食材費は保護者が負担することと定めています。

要保護・準要保護児童生徒に対しては、義務教育を受けるために必要な経費の援助として給食費も含んだ援助をしていますので、現在のところ、給食費無料化については考えておりません。

14. 学校給食費の集金、未納問題は、現在の私会計から公会計にすることも含めて関係者と協議し、学校現場の負担軽減につながるようにするこ

と。

**【教育総務課、学校教育課】**

学校給食費は学校管理下の私会計による運営を原則としていますが、平成22年度に学校と教育委員会とで組織する「上田市給食費未納対策委員会」により「学校給食費未納対策マニュアル」を作成し、各学校に配付しました。また、保護者の同意を得る中で、児童手当から直接、学校給食費を徴収させていただき取組も行ってまいります。

15. 市費による教職員の配置により、小中連携を一層すすめること。

**【学校教育課】**

平成25年度は、中学校5校に市費による小中連携教員5名を配置し、専門性の高い教員が小学校に出向いて、小学校の先生と一緒に授業を行うことで学力向上を図るだけでなく、中学校の先生の授業を受けたり、中学校の様子を聞いたりすることにより、中学校進学に向けた不安を軽減したいと考えています。今後も、その成果を検証するとともに、様々な形での取組を研究し、小中連携を進めてまいります。

16. 市内の貴重な文化財を保護し文化の伝承、活用に努めること

**【文化振興課】**

市内には、21件の国指定文化財をはじめ、現在296件の貴重な文化財が残されています。これらの文化財を後世に継承していくために、引き続き保護と紹介、そして他部局とも協働した活用に努めてまいります。また、歴史的、学術的に価値があるものについては新たに指定するなど、必要な措置を講じてまいります。無形文化財の伝承や後継者育成についても引き続き支援を行ってまいります。

17. 史跡上田城跡管理計画、上田城跡整備基本計画・史跡信濃国分寺跡保存整備計画を着実にすすめること。

**【文化振興課】**

上田城跡の整備については平成23年度に、上田城跡を適切に保存し次世代に継承していくために保存管理や整備活用の方針等を明確化した「史跡上田城跡保存管理計画・史跡上田城跡整備基本計画〈平成23年度改訂版〉」を策定し、その後、「史跡上田城跡整備実施計画検討委員会」における調査・審議の結果を受けて整備を進めてまいりました。今後も史実に忠実な整備を目指して取り組んでまいります。

平成27年以降にはこれらの計画に基づき、史跡内の発掘調査を継続実施するとともに、北櫓から南櫓への見学ルート的一方通行化に伴う整備等、上田城跡訪問者への利便性と安全性を確保するための整備を予定しております。また、旧市民会館の取り壊し後には

「武者溜り」の復元整備を計画しております。

信濃国分寺跡については、平成16年度策定の「史跡信濃国分寺跡保存整備計画」に基づき、これまで主に発掘調査と史跡公園用地の取得、説明板の設置等を進めてきております。

なお、両史跡とも国の史跡に指定されておりますので、今後も文化庁や長野県教育委員会と協議を行いながら、計画的に整備を進めてまいります。

18. 「公文書等の管理に関する法律」の趣旨を活かして上田市でも公文書の作成、管理、保存、公表できる体制を整備すること。あわせて、その役割を担う公文書館を早急に整備すること。

**【行政管理課、文化振興課】**

公文書の管理に関する法律の趣旨を踏まえ、庁内に歴史的公文書等管理検討委員会を設置し、歴史的価値を有する文書の適正な保存と活用について調査研究を進めております。

市町村誌編さんのために収集した史資料や旧役場時代に作成された文書については、郷土史の研究や学習等のために活用できるよう目録を作成し、可能なものから市民の利用に供しておりますが、引き続き、利便性の向上を図るよう目録の統一化を進めてまいります。

また、公文書館の整備については、施設規模や古文書を保有する博物館との連携、管理体制などを整理し、施設の検討を進めてまいります。

19. 県内において「(仮称)子ども基本条例」の制定をめざす動きがあります。上田市においても制定を検討していただきたい。

**【生涯学習課】**

根本的理念となる子どもの権利条約の趣旨と目的を認識し、子どもの人権を守る施策を実施してまいります。子どもの権利条例については、先進自治体の取組と成果を見ながら、今後研究してまいります。

20. 老朽化した公民館施設の整備改善を計画的にすすめること。

**【生涯学習課】**

合併後、塩田、川西、城南の各公民館を建て替えてまいりましたが、27年度から西部公民館の建て替えを予定しており、今後も計画的に公民館の整備を進めてまいります。

21. 社会体育館施設の修繕や整備については計画的にすすめること。

また、県営球場のスコアボードの変更を速やかに行うよう県に要望してもらいたい。

**【スポーツ推進課】**

市内全体のスポーツ施設について、改修や建て替え、または廃止などを検討し、スポーツ推進審議会やスポーツ関係団体等の意見も聞きながら、スポーツ施設整備基本構想の素案を作成します。その後、来年度策定予定の第二次上田市総合計画との整合性も図りながら、スポーツ施設整備基本構想を策定し、その構想に基づき、スポーツ施設整備計画を作成し、施設の維持管理を計画的に進めてまいります。

また、県営球場のスコアボード変更については、以前から県のスポーツ課へ要望しており、県の担当課からは、来年度の改修に向けて予算要求を予定しているとの報告をいただいております。

22. 上田市では、唯一武石地域に奨学金制度がありません。早急に検討し、実施すること。

**【教育総務課】**

上田地域、丸子地域、真田地域でそれぞれ独自に実施している奨学制度を統合し、市内全域を対象とした新たな奨学制度の創設について検討してまいります。

## 21 平和行政について

1. 非核平和都市宣言にもとづいて、上田市独自で市民が参加できる平和記念行事を開催するとともに、広島・長崎などの平和式典への参加を市民（小中学生含む）に広めていただきたい。

**【人権男女共同参画課】**

平和記念行事については、上田市としてどのようなことができるのかを検討してまいります。

2. 上田市名誉市民（第一号）である半田孝淳氏は、第 256 世天台座主（2007 年）、全日本仏教会会長（2012 年）に就任されている。半田孝淳氏は、「比叡山宗教サミット」を通して、宗教の垣根を越えて世界の恒久平和実現のために尽力されている方です。したがって、上田市と

して、半田孝淳氏の直筆による「平和に関するメッセージ」を書いていただき、公開、保存すること。

**【人権男女共同参画課】**

現在までに上田市が行いました宣言については、他のものも含めまして宣言塔の設置は行う予定はありません。

3. 唯一の被爆国として、原爆に関する学習は重要です。原爆パネル展示などを市民団体とも協力して、積極的に推進していただきたい。

**【人権男女共同参画課】**

平和首長会議において、平成24年度に5千都市の加盟を記念して「原爆ポスター」が作成されました。平成26年度は中央公民館、城南公民館において、パネルの展示を行いました。今後も平和学習などの活用を増やしてまいります。

4. 平和学習をおこなうための各種催しについて、市は支援する対策を講じること。

**【人権男女共同参画課】**

民間団体等の平和学習を行うための各種催しについての必要な支援は行ってまいります。

5. 上田市にある戦争遺跡を保存、資料を収集し、学習の場として積極的に活用すること。

**【生涯学習課】**

戦争遺跡については、これまでも市民の皆様へ情報提供を呼びかけ、その情報をもとに、調査や説明板等の整備を進めるとともに、現段階で明らかになっている「戦争遺跡」についてまとめたDVDを、平和学習の参考資料として役立てていただくため、市内の全小中学校に配布するなど、学校教育や社会教育においても教材として活用してまいりました。

今後も市民の皆様へ情報提供を呼びかけるとともに、市内の戦争遺跡の調査を進め、説明板等を設置するなど、保護と活用を図ってまいります。

6. 非核宣言を実施した自治体間の協力体制を確立することを目的とする日本非核宣言自治体協議会（現在、全国の282自治体「H23.12」現在）により組織）への加盟を検討すること。

**【人権男女共同参画課】**

加盟については、活動内容、費用負担及び加盟市町村の状況を見た中で、現在のところ平和首長会議の情報などにより進めています。

7. 市民の平和学習に役立てるため、「(仮称)上田市平和資料館」をつくっていただきたい。(例・新潟県長岡市、宮城県仙台市など)

**【人権男女共同参画課】**

「上田市平和資料館」(仮称)の設置については、現在教育委員会で行っている市内に残されている戦争遺跡の検証・保存整備の状況や戦争資料の収集状況や、市民の戦争資料に関わる活動の高まりなどの状況などを見ながら、今後考えてまいりたいと思います。

8. 上田市も加入している平和首長会議における行動計画を上田市で具体的にすすめていただきたい。

**【人権男女共同参画課】**

上田市では、市民憲章や平和宣言、平和首長会議の行動計画に基づき、啓発活動や平和活動団体が行う事業への支援などを、教育委員会とも連携して行っています。

平和首長会議と連携した事業としては、原爆ポスターの展示を平成24年度丸子セレスホール、平成25年度上田市役所、平成26年度中央公民館、城南公民館で行いました。

以上